商業まちづくりに関する 社会経済情勢の変化 (データ編)

目 次

1 人 口		3 商 業	
(1)人口の推移	1	(1)小売商業環境の変化	-
(2)高齢化の状況	3	(2)消費購買の動向	10
(3)合計特殊出生率	4	(3)商店街の現状	12
2 ま ち		(4)大型店の出店状況	13
(1)人口集中地区(DID)	1	(5)特定小売商業施設の状況	19
(2)都市のスポンジ化の状況	2	(6)全国の大型店立地調整制度	25
(3)公共交通機関	4		
(4)モータリゼーション	8		
(5)国及び地方の財政状況	12		
(6)買い物困難地域	14		
(7)復興の状況	19		
(8)市町村における商業まちづくりの状況	22		

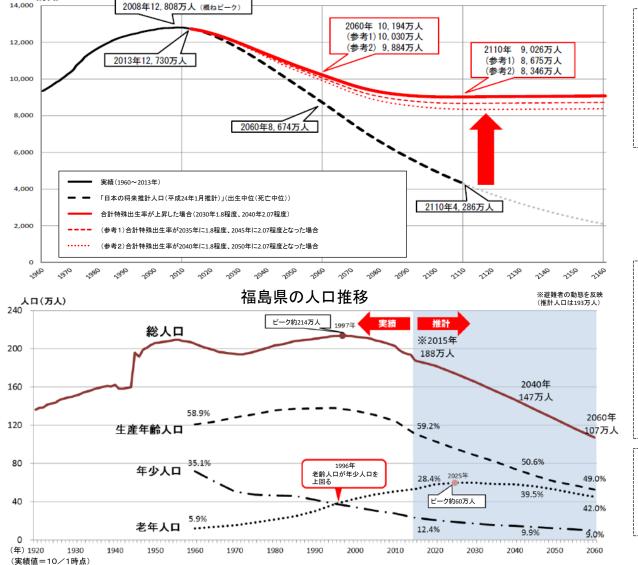
1 人口

(1)人口の推移

○ 全国の総人口は、2060年には約8,700万人まで減少する見通し。

全国の人口推移

〇 避難者の動態予測を含めた本県独自の人口推計では、本県の人口は2040年に約147万人(2015年の約8割)、2060年に約107万人(2015年の約6割)になる見通し。



- ※1 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
 ※2 「会計特殊出生変が、上見した場合」は、終済財政談問会議専門調査会「選択する
- 5・ひと・しこと創生本部事務局において機械的に延長したものである。 ※2「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する 未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030 年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(出典:ひと・まち・しごと創生長期ビジョン(H26.12))

- ※1 総務省統計局「国勢調査」を基に、2015年以降、避難者の動態予測を含めて福島県が独自に推計。
- ※2 避難者の動態予測を含めた推計については、避難者を対象とした意向調査の回答等を基に独自推計したもの。帰還率は意向調査による「戻る意志がある人」の100%、「判断に迷う人」の50%が帰還するものと仮定。当該人口推計は、基準年を2015年とし、国勢調査結果等を基にした生残率・純移動率・出生率を用いて、コーホート要因法(※3)により将来人口を推計。
- ※3 基準年の男女別・5歳階級別人口に生残率・純移動率を乗じて、5年後の人口を 求める。

新たに生まれる人口は、出生率から求めた出生数に生残率・純移動率を乗じ、5年後の0~5歳人口として組み入れる。

(出典:福島県人口ビジョン(H27.11))

【国勢調査について】

国勢調査では、老人ホーム、母子生活支援施設、養護施設などの社会施設に入所している場合は、調査実施年次の10月1日現在、既に3ヶ月以上入所しているか、3ヶ月以上入所することになっている場合は、その施設で調査することになる。

病院・療養所に入院している場合は、調査実施年次の10月1日現在、既に3ヶ月以上 入院している場合のみその病院で調査することになる。

(1)人口の推移(自然増減、社会増減等)

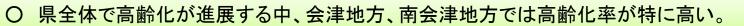
○ 平成10年以降人口減となっている。自然増減については、平成15年以降自然減となっている。

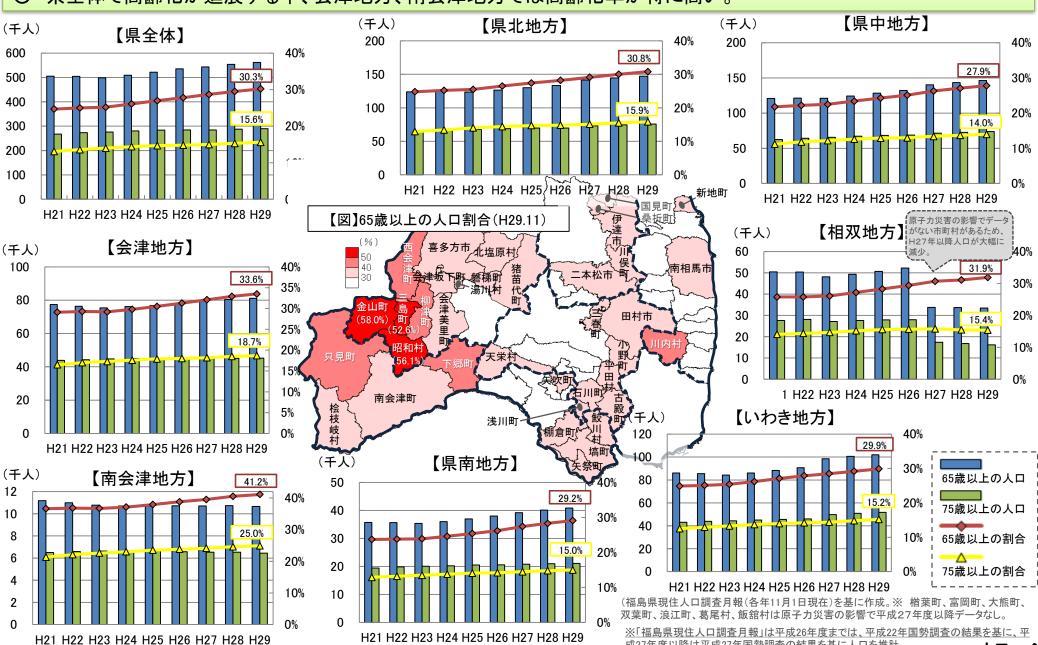


- (注1)人口については各年1月1日現在の人口とする。
- (注2)「従前地不詳等」の転入者を含む。
- (注3)「転出先不明等」の転出者を含む。
- ※表中の人口は、<u>国勢調査の結果を基に</u>、毎月の人口増減数によって推計しており、国勢調査実施年次は推計の基になる国勢調査の結果が新しいものに切り替わるため、翌年の人口と人口増減数が整合しない。

○ 福島県現住人口調査年報 平成29年報を基に作成。

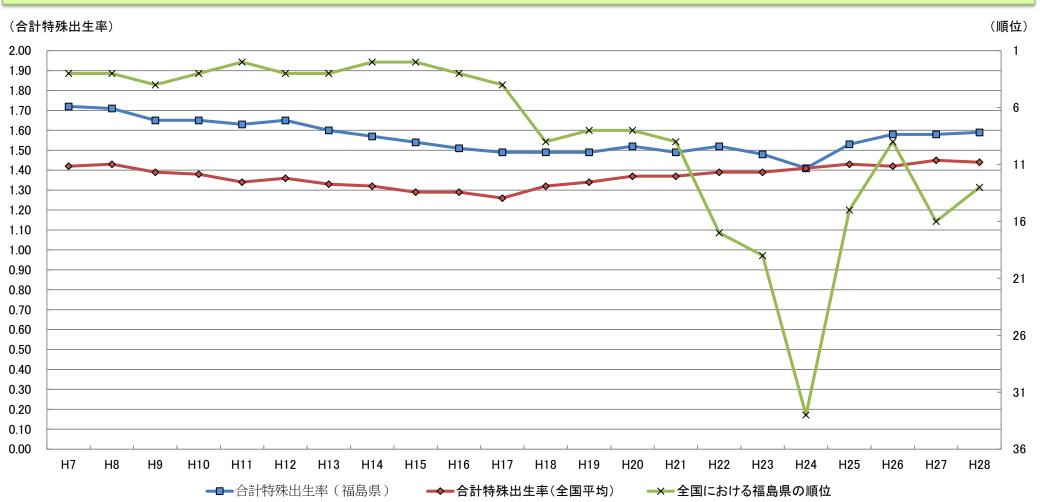
(2)高齢化の状況





(3)合計特殊出生率

- 本県の合計特殊出生率は、人口を維持するのに必要な水準とされる2.07を大きく下回っている。
- 〇 平成16年以降は、概ね横ばいで推移しており、震災及び原子力災害の影響により一時落ち込んだものの、平成25年以降は回復基調。



[○] 合計特殊出生率は、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で、一生に産む子供の平均数を表している。 ○ 人口動態調査(厚生労働省)を基に作成。

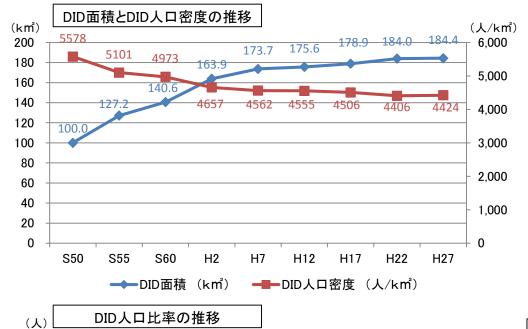
[○] 各年10月1日現在の数字を用いている。

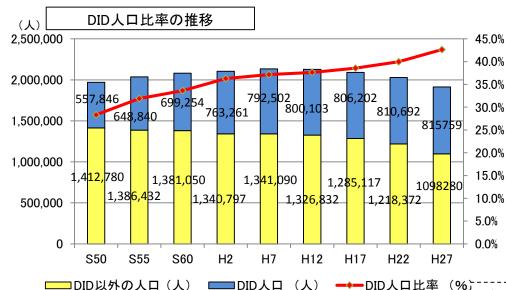
^{- ○} 谷平10月1日現在の数字を用いている。 - ○ 算出には、全国値は各歳別の女性の日本人人口、都道府県(福島県)値は5歳階級別の女性の総人口を用いている。

2 ま ち

(1)人口集中地区(DID)(県全体)

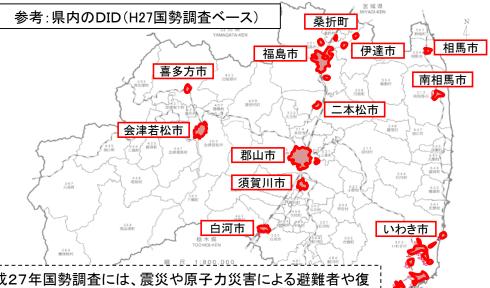
DID面積とDID人口密度は、ほぼ横ばい。DID人口比率は、上昇傾向にある。





人口集中地区(DID)とは

- 人口集中地区は、統計データに基づいて一定の基準により都市的 地域を定めたものであり、昭和35年国勢調査以来各回の調査ごとに 設定されている。
- 国勢調査基本単位区及び調査区(以下「基本単位区等」という。)を 基礎単位として、
 - 1)原則として<u>人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基</u>本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、
 - 2)<u>それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域</u>を「人口集中地区」という。
- ※ なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記1)の基本単位区等に隣接している場合には、上記1)を構成する地域に含めている。



(注)平成27年国勢調査には、震災や原子力災害による避難者や復旧・復興に係る作業員等の流出入の影響があるものと考えられる。

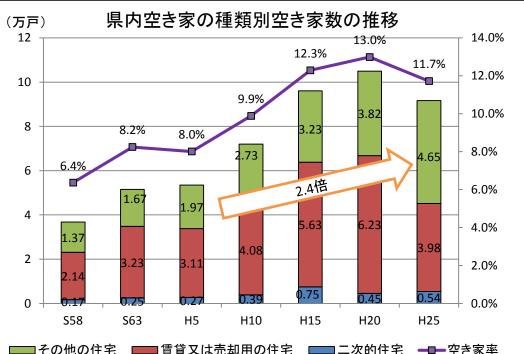
〇昭和50年~平成27年<u>国勢調査を基に作成</u> 〇DID人口比率(%)=DID人口(人)/総人口(人)×100

(2) 都市のスポンジ化の状況(空き家の状況)

- 震災及び原子力災害の影響により、平成25年に「賃貸用又は売却用の住宅」の空き家が減少したことで、空き家数 全体も減少しているが、「その他の住宅」の空き家は一貫して増加しており、この20年間で約2.4倍になっている。
- 空き家にしておく理由としては、「物置として必要」、「解体費用をかけたくない」、「特に困っていない」が上位。

「都市のスポンジ化」とは

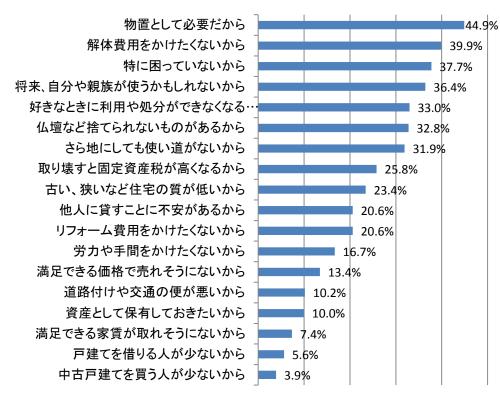
都市の内部において、空き家、空き地等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当 程度の分量で発生する現象。 (「都市計画基本問題小委員会 中間取りまとめ 『都市のスポンジ化』への対応」より)





- 住宅・土地統計調査(総務省)を基に作成。
- 【空き家の種類等】
- 二次的住宅:別荘及びその他(たまに寝泊まりする人がいる住宅
- 賃貸用又は売却用の住宅:新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
- その他の住宅:上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたっ
- て不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など 空き家率:空き家数/住宅総数
- ※平成25年については、原子力災害の影響により避難地域等に設定されている地域は調査対象から除外され ている。楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村は全地域が調査対象外。田村市、南相馬 市、川俣町、広野町、川内村は、一部地域が調査対象外。

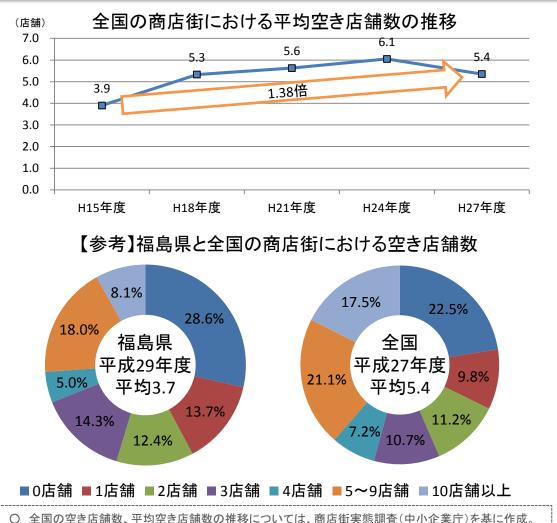
空き家にしておく理由(全国)(複数回答)



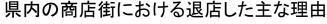
○ 平成26年空家実態調査(国土交通省)を基に作成。

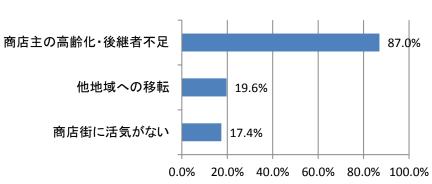
(2)都市のスポンジ化の状況(空き店舗の状況)

- 全国の商店街における平均空き店舗数は、平成15年度から平成27年度にかけて1.38倍となっている。
- 県内の商店街における、空き店舗が埋まらない理由としては、貸し手側は、「店舗の老朽化」、「店舗の一部を住居としている」が上位、借り手側は、「商店街に活気・魅力がない」、「店舗の老朽化」が上位。

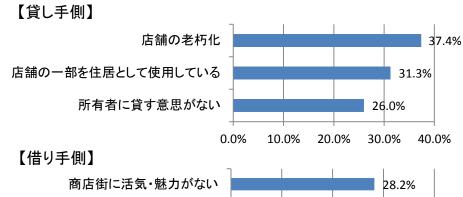


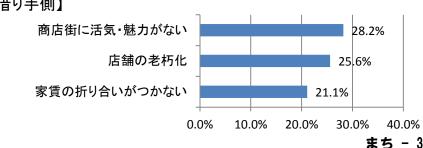
- 全国の空き店舗数、平均空き店舗数の推移については、商店街実態調査(中小企業庁)を基に作成。 この調査における「空き店舗」とは、以前は店舗であったものが、現状空きスペース(空き地、空きビル、空き 倉庫等)になっているもの。
- 福島県の空き店舗数、退店した主な理由、空き店舗が埋まらない理由については、「平成29年度福島県商店街実態調査」を基に作成。この調査において、「空き店舗」の明確な定義付けはしていない。





県内の商店街における空き店舗が埋まらない主な理由

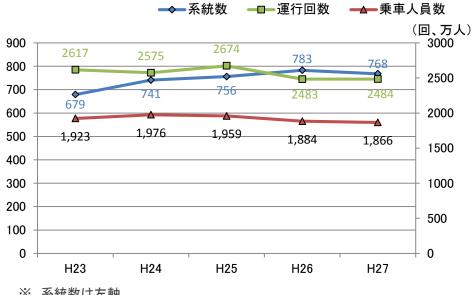




(3)公共交通機関(県内路線バス事業の実施状況①)

最近5年間では、系統数は増加傾向、運行回数、乗車人員数は減少傾向。

1. 各年度末現在の系統数、平日1日あたり運行回数及び年 間総乗車人員数の推移(n=6社 ただし運行回数は5社)

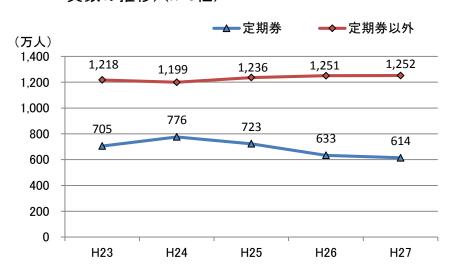


- ※ 系統数は左軸。
- ※ 運行回数、乗車人員数は右軸。ただし、乗車人員数の単位は万人。
- 利用者の利用実態に合わせ、各系統を細分化したことにより、系 統数が増加していると考えられる。
- 全体の利用者数減少に伴い、運行回数は減少していると考えら れる。

【参考】

- ・バス事業者によっては、一部の系統で、祝休日の運行を休止して いる事例も見られる。
- ・廃止された路線の多くは市町村等によって代替交通手段(コミュニ ティバス、デマンドタクシーなど)が提供されているが、代替交通手 段が提供されない路線もある。

【参考】乗車人員数の内訳(定期券利用とそれ以外の乗車人 員数の推移)(n=6社)



○ 定期券利用者の減少は、少子化による通学利用者の減少が 一因と考えられる。

(平成28年12月 県商業まちづくり課調べ)

(3)公共交通機関(県内路線バス事業の実施状況②)

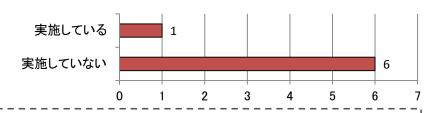
- 許可キロ数は、増加傾向、実車キロ数は、横ばい。
- 県内を出発する高速バスの休日における運行回数は、減少傾向。

2. 許可キロ数及び実車キロ数の推移(n=6社)



- ※ 許可キロ数は、左軸、実車キロ数は右軸。ただし、実車キロ数の単位は 万km。
- 許可キロ数は系統数増加に伴い増加、実車キロ数は系統数の増加と運行回数の減少によって横ばいとなっていることが考えられる。

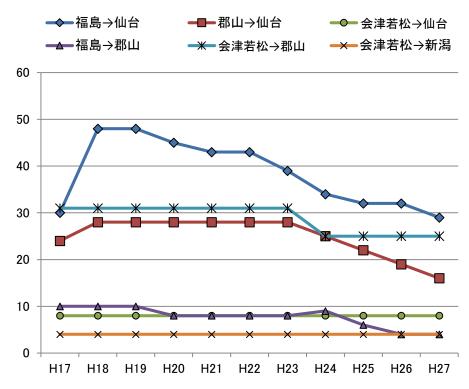
4. 商業施設とタイアップした取組等の実施状況(N=7社)



【参考】タイアップ企画の例

- ・商業施設に回数券を買い取ってもらい、商業施設では、買い物金額 に応じて、バス回数券を配布するなど。
- ・タイアップ企画等は実施していないが、商業施設の近くに停留所を新設・移動したり、商業施設内にバスを乗り入れたりするケースもある。

3. 県内を出発する主な高速バス路線の休日における1日あたりの運行回数の推移(n=2社)

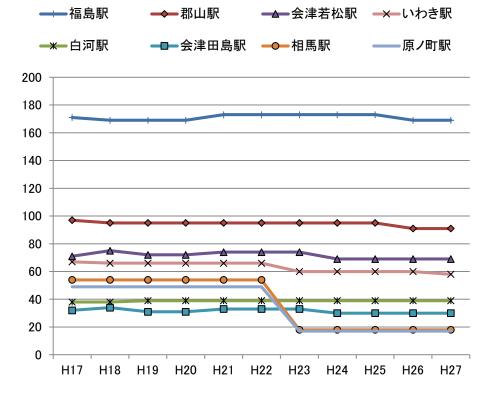


- ※ 複数社で共同運行している場合は、共同運行している全社の合計値。
- ╏○ いずれの路線についても、減少または横ばいとなっている。
- 大きく減少している路線については、ダイヤの効率化のため運行 回数を減らしていることが考えられる。

(平成28年12月 県商業まちづくり課調べ)

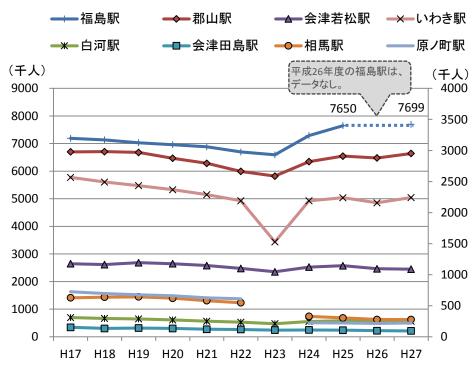
(3)公共交通機関(県内旅客鉄道事業の実施状況)

- 県内主要駅全体の列車の発車本数は、基本的に横ばいで推移。
- 県内主要駅全体の年間総乗車人員数は震災以前は、減少傾向、震災以降は、増加傾向で推移。
 - 1. 県内主要駅の平日における1日あたりの列車の発車本数(各年度末現在)の推移(n=4社)



- ※ 福島駅、郡山駅は、新幹線の発車本数を含まない。
- 列車の発車本数は、相馬駅、原ノ町駅を除いて横ばい。
- 相馬駅、原ノ町駅は震災の影響により、列車の発車本数が減少。

2. 県内主要駅の年間総乗車人員数の推移(n=4社)

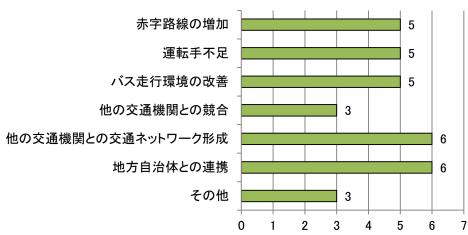


- ※ 福島駅、郡山駅は左軸。それ以外の駅は右軸。単位はいずれも千人。
- ※ 福島駅、郡山駅には、新幹線の乗車人員数を含む。
- ※ 平成23年度の相馬駅、原ノ町駅は震災のため、データなし。
- ※ 平成26年度の福島駅は、データなし。

(3)公共交通機関(県内路線バス事業、旅客鉄送事業における課題)

) 路線バス事業における課題としては、他の交通機関とのネットワーク形成、地方自治体との連携が最も多い。

【県内の路線バス事業における課題】(n=7社)



【参考】路線バス事業における課題の主な内容

- ・少子高齢化、原子力災害による人口減少、マイカーの普及によって、利用者が減少。
- ・長時間勤務の割に賃金が低い、休みが不定期であることに加え、賃金 の高い原発関連の仕事に運転手が流れている。
- ・バス専用レーン増設等のインフラ整備、市街地の自家用車駐車場の適 正化(駐車場を減らす)などによる渋滞緩和。
- ・デマンドタクシー、マイカー、鉄道、スクールバスとの競合。
- ・幹線系統をバスで、枝線系統をデマンド交通で運行するなど各交通機 関の役割分担の明確化。
- ・バスの乗り方、時刻表、経路などについて自治体と連携して周知。
- ・高齢者の利用促進に向けた支援策の模索。(フリーパスなど)

【県内の旅客鉄道事業における課題】(n=3社)



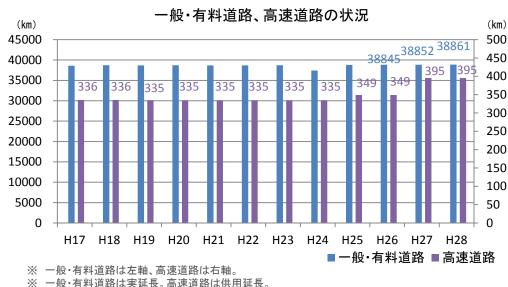
【参考】旅客鉄道事業における課題の主な内容

- ・少子高齢化による学生の減少、中心市街地の空洞化、原子力災害による風評被害などにより、乗車人員数が減少。
- ・低賃金、休みが少ないことによる離職者の増加。
- ・施設の老朽化によるトンネル、枕木、車両の更新費用増加。
- ・鉄道他社、高速バス、マイカー等との競合。
- ・デマンドタクシー、路線バス、鉄道他社との交通ネットワーク形成。
- ・施設更新費用の補助、駅前等の活性化、インバウンド対策等に関する自治体との連携。

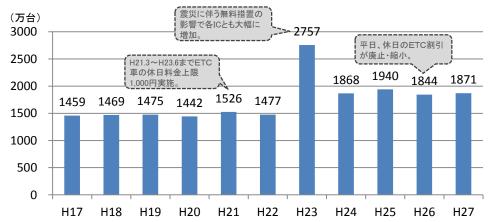
(平成28年12月 県商業まちづくり課調べ)

(4)モータリゼーション(高速道路、高規格道路等の状況)

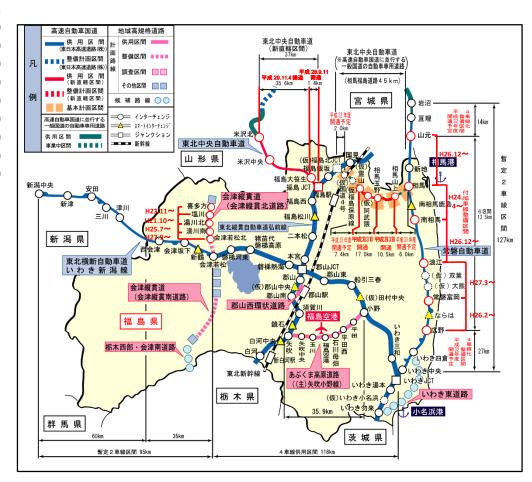
○ 平成21年以降、会津縦貫道、常磐自動車道が整備されるなど、県内の高速道路、高規格道路の整備が進ん でいる。



高速道路主要インターチェンジの利用状況(出入台数)



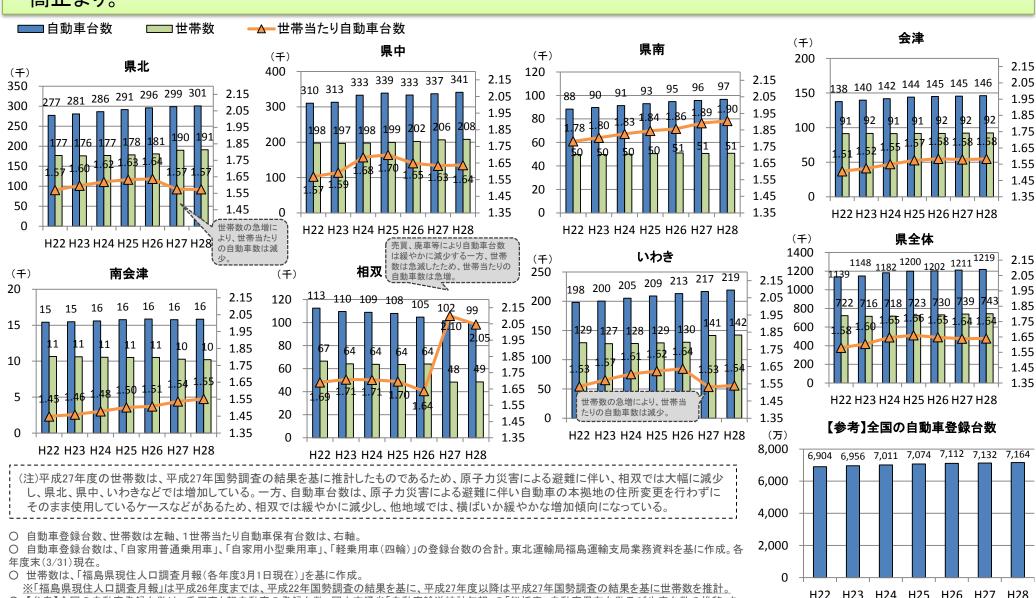
- 県統計課「福島県統計年鑑」の「道路の状況」、「高速道路の状況」、「高速道路の利用状況」を 基に作成。一般・有料道路には、国道、県道、市町村道、有料道路(あぶくま高原道路等)を含む。
- 主要インターチェンジは、福島西IC、郡山IC、白河IC、会津若松IC、いわき中央IC。



○ 県高速道路室「福島県内高速自動車国道及び地域高規格道路整備状況」

(4)モータリゼーション(自動車登録台数)

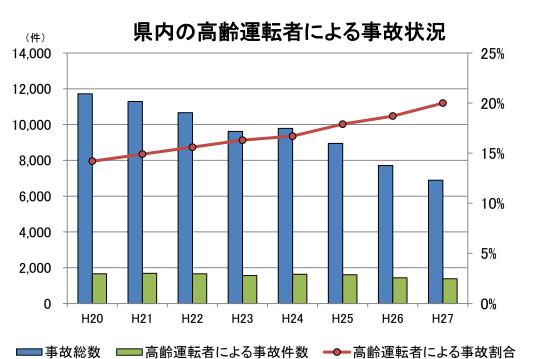
〇 県全体では、自動車登録台数、世帯数とも増加傾向。1世帯当たりの自動車保有台数は、平成24年度以降 高止まり。



基に作成。

(4)モータリゼーション(高齢運転者による事故状況、運転免許自主返納件数の状況)

- 交通事故件数は平成20年度以降減少傾向にあるものの、高齢運転者(65歳以上)による事故割合は、高齢化率の進展に伴って増加。
- 〇 運転免許証の自主返納件数は大幅に増加。





- 事故総数、高齢運転者による事故件数は左軸、高齢運転者による事故割合は右軸。
- 福島県警「交通白書」を基に作成。
- 高齢運転者による事故件数は、65歳以上の運転者による事故(第一当事者)の発生件数。

- 警察庁「運転免許統計(平成28年版)」を基に作成。
- 運転免許証自主返納件数とは、「運転免許統計」における、各年度中の運転 免許の申請取消件数。

(4)モータリゼーション(全国の運転免許自主返納件数の状況)

○ 75歳以上の運転免許自主返納率は、大阪、東京など都市部が上位を占め、本県は2.36%の40位となっている。

全国の運転免許自主返納状況(75歳以上)

順位	者	『道府	県	免許返納件数	75歳以上 免許返納件数	75歳以上 免許保有者数	75歳以上 免許返納率
1	大		阪	34,734	11,670	201,011	5.81%
2	東		京	43,846	14,801	255,717	5.79%
3	静		畄	13,544	7,831	175,394	4.46%
4	兵		庫	18,012	7,729	180,358	4.29%
5	神	奈	Ш	26,724	10,047	235,394	4.27%
6	香		Ш	3,379	2,136	52,530	4.07%
7	富		山	3,238	2,276	56,134	4.05%
8	山			4,777	2,867	72,367	3.96%
9	鳥		取	1,807	1,115	28,148	3.96%
10	岡		山	6,197	3,712	94,120	3.94%
11	長		崎	3,674	2,018	53,791	3.75%
12	埼		玉	22,061	8,418	225,077	3.74%
13	愛		媛	4,683	2,574	68,999	3.73%
14	島		根	2,128	1,469	39,709	3.70%
15	沖		縄	2,890	1,573	43,267	3.64%
16	京		都	6,921	3,000	84,848	3.54%
17	滋		賀	3,536	1,897	55,432	3.42%
18	新		温	6,245	3,982	117,241	3.40%
	全		国	345,313	162,341	4,779,968	3.40%
19	鹿	児	島	4,439	3,080	93,821	3.28%
20	秋	,,,	田	2,641	1,736	53,372	3.25%
21	山		形	3,080	2,125	66,138	3.21%
22	奈		良	4,001	1,818	56,699	3.21%
23	宮		崎	2,990	2,104	65,881	3.19%
24	大		分	3,081	1,850	58,744	3.15%
25	石		اال	2,554	1,506	47,865	3.15%
26	山		梨	2,142	1,441	45,977	3.13%
27	Ŧ		葉	15,654	6,471	207,061	3.13%
28	福		#	1,737	1,173	38,628	3.04%
29	青		森	3,184	1,538	52,165	2.95%
30	愛		知	17,749	8,361	286,217	2.92%
31	析		木	4,215	2,499	89,950	2.78%
32	群		馬	4,436	2,893	105,614	2.74%
33	福		岡	9,766	4,703	174,406	2.74%
34	長		野	5,210	3,575	134,409	2.66%
35	広		島	6,514	2,990	116,910	2.56%
36	高		知	1,867	1,053	41,560	2.53%
37	徳		島	1,826	1,063	42,587	2.50%
38	和	歌	山	2,566	1,297	52,831	2.45%
39	岩岩	叭	手	2,574	1,297	60,948	2.45%
40	福		島	3,519	2,184	92,352	2.36%
41	能		本	3,659	2,137	91,504	2.34%
42	北	海	道	10,400	4,797	207,406	2.34%
42	宮	/##	地城	3,941	1,868	207,406 84,919	2.31%
43	佐		賀	1,438	925	84,919 42,740	2.20%
44	1 <u>左</u>		坂城	1,438 5,024	2,798	134,056	2.16%
45							
	岐三		阜	3,520	2,002	103,430	1.94%
47	=		重	3,190	1,782	92,241	1.93%

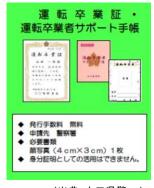
【全国の運転免許自主返納者への支援制度例】

【岡山県、山口県】

岡山県警や山口県警では、免許を自主返納すると県内の協賛店や公共交通機関で割引等のサービスが受けられる「おかやま愛カード」(岡山県)や「運転卒業証」(山口県)を交付し、高齢者等の生活支援を行っている。



(出典:岡山県警HP)



(出典:山口県警HP)

【鳥取県】

自主返納後に交付される運転経歴証明書を提示することで受けられる、交通や買い物等に関する支援策を各市町村や団体が実施しているほか、鳥取県警では、県内の3つの免許センターに看護師を配置して、健康等について住民の方の相談に応じている。

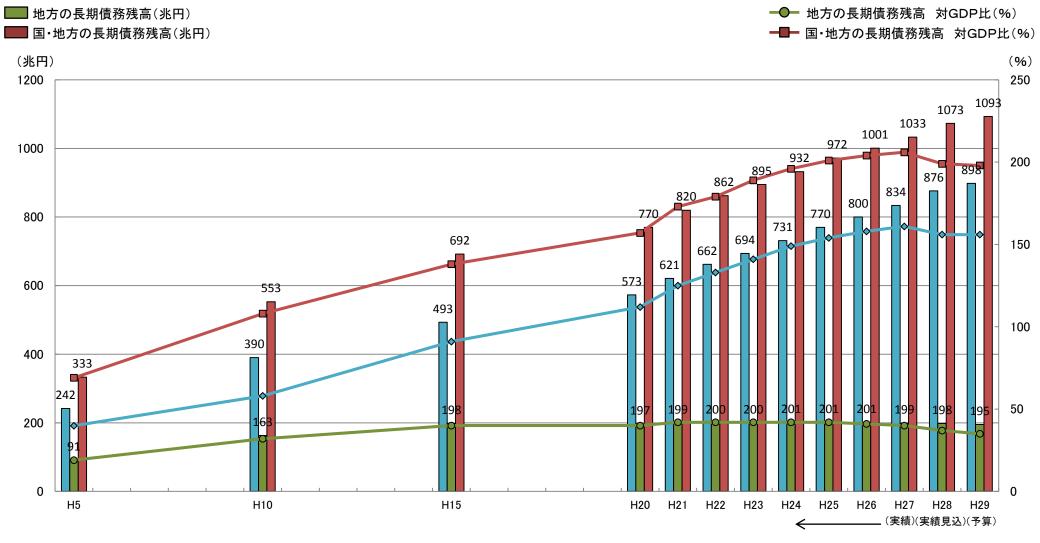


※警察庁「運転免許統計(平成28年版及び平成27年度版)」を基に作成。

※自主返納率=75歳以上免許返納件数(平成28年中)/75歳以上免許保有者数(平成27年末時点)

(5)国及び地方の財政状況(国及び地方の長期債務残高)

〇 地方の長期債務残高は、近年200兆円前後で推移している一方、国の長期債務残高は増加しており、国及び地方の 長期債務残高は、平成29年度末に1093兆円(対GDP比198%)に達する見込み。



○ グラフ上の数値は、国、地方、国及び地方の長期債務残高。

| 国の長期債務残高(兆円)

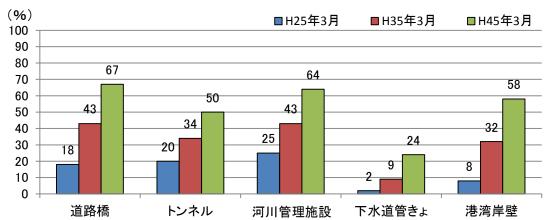
- ○「日本の財政関係資料」(平成29年4月 財務省)を基に作成。
- 長期債務には、公債以外にも利払い・償還財源が主として税財源によりまかなわれるものを含む。

→ 国の長期債務残高 対GDP比(%)

(5)国及び地方の財政状況(公共施設、インフラ施設更新費用)

- 〇 高度経済成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化し、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込み。
- 市町村における公共施設、インフラ施設に係る将来の更新費用も増加する見込みで、厳しい財政負担が予想される。

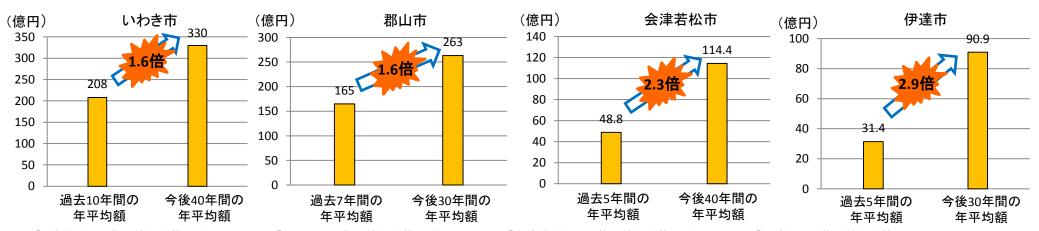
建設後50年以上経過する社会資本の割合(全国)



- 注1)建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。
- 注2)建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。
 - 注3)国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)
- 注4) 建設年度が不明な約1 万5 千km を含む。(30 年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30 年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)
- 注5)建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

〇 「平成28年度国土交通白書」を基に作成。

公共施設、インフラ施設の更新費用(現状と将来見込み額の比較)



〇「いわき市公共施設等総合管理計画(H29.2)」、「郡山市公共施設等総合管理計画(H28.3)」、「会津若松市公共施設等総合管理計画(H28.8)」、「伊達市公共施設等総合管理計画(H27.12)」を基に作成。平成29年2月末現在で公共施設等総合管理計画策定済みの市について掲載。

○ 公共施設には、学校、公民館、図書館、保育所、公営住宅等を含む。インフラ施設には、道路、橋、上下水道等を含む。

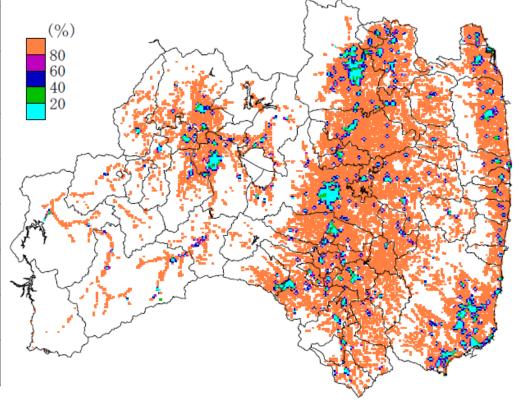
まち - 13

(6)買い物困難地域(生鮮販売店舗までの距離)

- 県内で、生鮮販売店舗までの距離が500m以上となる場所に居住する65歳以上人口は5年間で2万1千人増加と推計。(⇒表中①)
- うち、自動車を持たない人口は、5年間で1千人増加と推計。(⇒表中②)
- 生鮮販売店舗までの距離が500m以上で、自動車を持たない方が県内に13万9千人、うち65歳以上は6万6千人存在すると推計。(⇒表中③)
- 各市町村の中心部以外は、500m以上の人口割合が8割を超える地域が多い。(⇒図)

生鮮販売店舗までの距離が500m以上 左のうち 自動車を持たない 実数 実数 割合 上段H22 割合 (千人) (千人) (%) (%)下段H17 (千世帯) (千世帯) 1.080 53.2 139 6.8 福島県 52.2 150 7.2 1.100 全年齡 人口 36.2 8.500 6.7 46.000 全国 44.000 34.7 9.100 7.1 313.2 281 55.6 66 福島県 260 55.4 13.6 65歳以上 人口 13.1 11.000 38.9 3.800 全国 9.700 37.9 3.500 13.5 6.3 348 48.4 46 福島県 330 46.9 45 6.4 世帯数 32.1 3,200 6.1 17.000 全国 6.4 15,000 30.7 3.100

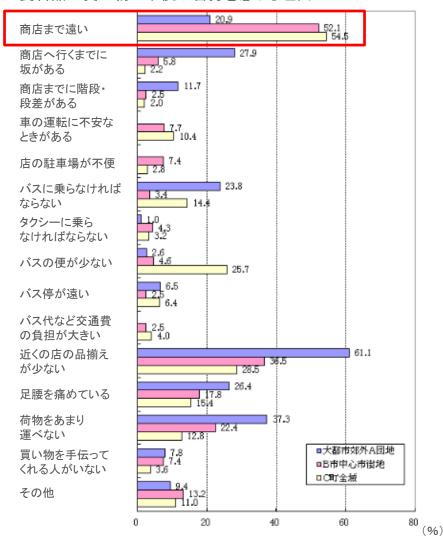
(生鮮販売店舗までの距離が500m以上の人口割合)



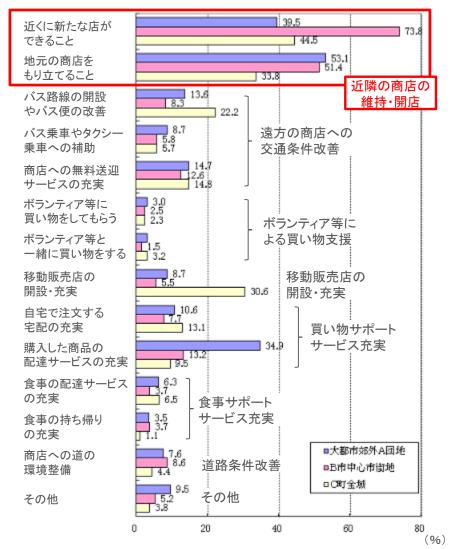
- ○「食料品アクセスマップ」(農林水産政策研究所、H23.8公表、H25.6更新)を基に作成。
- 表中、H22はH25.6更新版(H22国勢調査ベース)を、H17はH23.8公表版(H17国勢調査ベース)を表す。
-)生鮮販売店舗は、食肉小売業、鮮魚小売業、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー。
- 白色の地域は居住者がいないことを示している。

(6)買い物困難地域(食料品の買い物における不便や苦労)

- 食料品の買い物で不便や苦労を感じる理由について、地方では商店までの距離が遠いことが最多。
- 不便や苦労をなくすために重要なことについて、地方では「近隣商店の維持・開店」が最多。
 - ■食料品の買い物で不便や苦労を感じる理由



■不便や苦労をなくすために重要なこと



^{○ 「}食料品アクセス問題の現状と対応方向」(農林水産政策研究所、H24.3)より。

[○] 調査は、2010年7月から11月にかけて大都市郊外団地A(東京都西部)、B市中心市街地(福島県南部)、C町 全域(鳥取県南部)を対象として実施したものであり、調査対象は高齢者に限定していない。

(6)買い物困難地域(県内飲食料品小売業の現状)

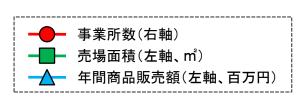
- 世帯数が増加する中、飲食料品小売業の事業所数は減少傾向。(H26は参考値)
- 要因としては、小規模店舗における店主の高齢化による廃業、ドラッグストア、ホームセンターの業態変化(スーパー化)が減少の一因と考えられる。



- 商業統計調査(H16、H19、H26)を基に作成。
- 飲食料品小売業は、日本産業分類の中分類であり、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。 各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子小売業、バン小売業、 コンビニエンストア(飲食料品を中心とするものに限る)、牛乳小売業、飲料小売業、茶類小売業、料理品小売業、 米穀類小売業、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業、乾物小売業などが含まれる。 ※スーパーやショッピングセンターは含まれない。

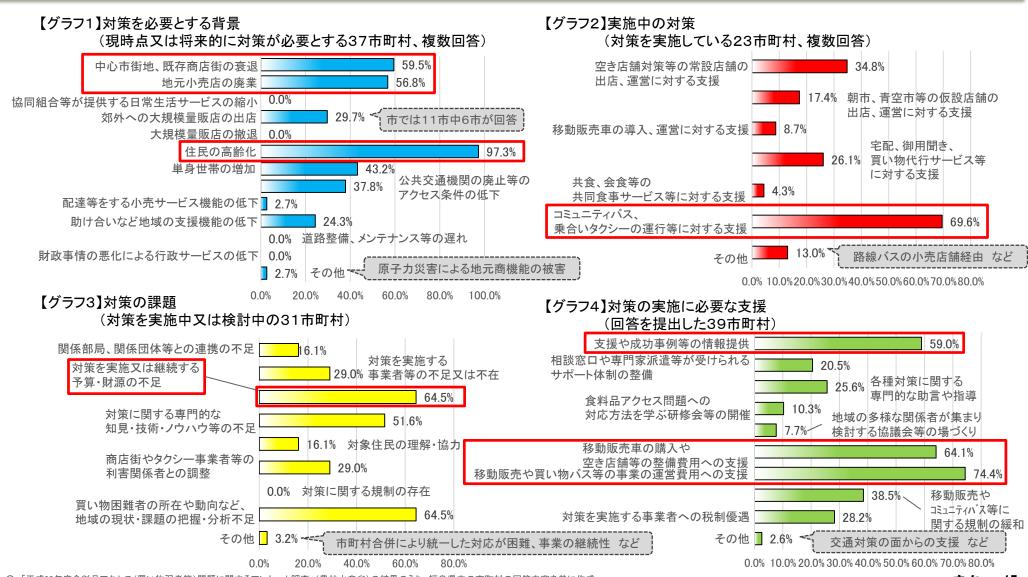
■H26を参考値とする理由

- 楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が対象外となっている。(=事業所数等ゼロ)
- 〇 日本産業分類の第12回改定(H20.4.1~適用)により、料理品小売業のうち、持ち帰り弁当店、ピザ宅配店等を大分類「サービス業」-中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」としたため、商業統計調査の対象外となっている。



(6)買い物困難地域(市町村における取組状況)

- 県内の市町村においては、中心市街地や商店街の衰退や住民の高齢化により買い物の不便や苦労を解消するための対策が必要となっている。(コミュニティバス等への支援や常設店舗の出店支援が多い。)
- 予算·財源不足に対して、移動販売車や空き店舗の整備費用、事業運営費への支援が求められている。



〇「平成28年度食料品アクセス(買い物弱者等)問題に関するアンケート調査」(農林水産省)の結果のうち、福島県内の市町村の回答内容を基に作成。 【グラフ3】については「平成27年度食料品アクセス(買い物弱者等)問題に関するアンケート調査」を基に作成

(6)買い物困難地域(民間における買い物弱者支援の事例)

移動販売

- ○コープふくしま、あいづ等:「せいきょう便」等
- ※一部県「アサヒグループ商業コミュニティ助成事業」活用
- 〇いちい:移動スーパー「とくし丸」
- 〇セブンイレブン・イト―ヨ―カドー: 「あんしんお届け便」
- ※一部経産省「地域経済産業活性化対策費補助金事業」活用。
- ○(株)ら・さんたランド:パンの宅配
- 〇(株)運喜:「ファンズ川俣店移動スーパー」
- ※経産省「地域経済産業活性化対策費補助金事業」活用。

など



セブン「あんしんお届け便」 (出典:セブンイレブンジャパンHP)



コープふくしま「せいきょう便」 (出典:コープふくしまHP)

交通支援

- ○イオン西郷白河店:無料送迎バスの運行(週3回、月平均1,000名利用)
- 〇ヨークベニマルニ本松インター店: 仮設住宅からのシャトルバスを運行 (週2回)
- 〇明和自治振興会(只見町):商店街に送迎する買い物支援バスを運行 (週1回)※県「アサビグループ商業コミュニティ助成事業」活用
- 〇協同組合ながぬまショッピングパーク(須賀川市): ワゴン車による無料送迎。※県「アサヒグループ商業コミュニティ助成事業」活用
- ○福島県タクシー協会:運転免許返納者に対する料金割引(1割引)

宅配サービス

- 〇コープふくしま、あいづ等:共同購入、個人宅配
- 〇生協:パルシステム
- 〇ヨシケイ:食材、夕食宅配サービス
- OJA: ふれあい食材宅配
- 〇イオン:イオンネットスーパー
- 〇(有)河内屋商店(柳津町、三島町、金山町、昭和村):御用聞き宅配サービス※県「アサヒグループ商業コミュニティ助成事業」活用
- 〇(株)ネモト(楢葉町):商品配達
 - ※県「アサヒグループ商業コミュニティ助成事業」活用
- ○葛尾村商工会:「かつらお帰村応援宅配サービス」
 - ※経産省「地域経済産業活性化対策費補助金事業」活用。

など



ヨシケイ「食材宅配サービス」 (出典:ヨシケイHP)



「JAふれあい食材」 (出典:JA福島さくらHP)

○ 各団体、機関のホームページ、聞き取り、特定小売商業施設の地域貢献活動報告書等を基に作成。

(7)復興の状況(避難者と人口)

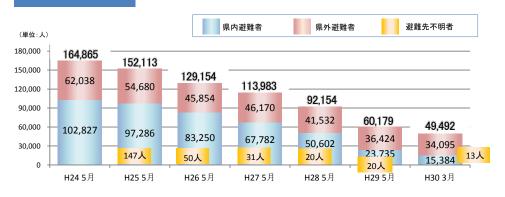
- 〇 避難者数は、平成24年5月の16万4,865人をピークに減少を続けているが、平成30年3月時点で、未だ5万人弱の方が 県内外に避難中。
- 〇 平成23年3月1日から平成30年3月1日までの7年の間に、人口は15万人以上減少するものの、世帯数は2万世帯以上 増加。

原子力災害に伴う避難指示区域等



○「ふくしま復興のあゆみ<第22版>」より。

避難者の推移



【出典】「ふくしま復興のあゆみ<第22版>」

【出典】福島県こども・青少年政策課調べ

◆18歳未満のこどもの内訳(避難先別)



福島県の人口推移

	世帯数	人口		
	(単位:世帯)	(単位:人)	男 性	女 性
平成23年3月1日	721,535	2,024,401	982,427	1,041,974
平成30年3月1日	745,568	1,874,232	927,430	946,802
増 減	24,033	▲150,169	▲54,997	▲95,172

(7)復興の状況(交通インフラ)

- 〇 避難解除等区域の復興を周辺地域から強力に支援するため、平成30年代前半までの完成を目指して浜通り(高速道、直轄国道等に囲まれるエリア)へ続く主要8路線の整備が進んでいる。
- JR常磐線は、平成31年度末までに全線開通予定。



〇「ふくしま復興のあゆみ<第22版>」より。



常磐自動車道

◆いわき中央IC~広野IC間 平成32年度末までの4車線化 を目指す

国では、いわき中央IC~広野IC間の4車線化に着手し、平成32 年度末までの概ね5年での完成を目指すこととしています。

◆広野IC〜山元IC間 6カ所(計13.5km)に付加車線を整備 NEXCO東日本は、渋滞緩和などのため広野IC〜山元IC間に6 カ所の付加車線を設置する方針を示しました。

·(w)#Attay-big

- (仮)ならはスマートIC H30年度供用予定(仮)大熊IC
- (仮)大熊IC H30年度供用予定 - (仮)双葉IC

避難地域における広域路線バス

◆「福島県避難地域広域公共交通網形成計画」 の策定

避難地域における広域的な公共交通ネットワークと各市町村の復興拠点等と周辺の中核的都市とを結ぶ公共交通網を構築するため、平成29年度中に「福島県避難地域広域公共交通網形成計画」を策定します。

◆平成29年4月から運行開始

- 1: いわき~富岡線2: 船引~葛尾線
- 2: 船引~曷尾粽 3: 船引~川内線
- ◆平成29年10月から運行開始
- 4: 川内~小野新町~上三坂線
- | 4: 川内~小野新町~上三坂線 | 5: 南相馬~医大経由福島線
- ◆平成30年4月から運行開始 6: 富岡~川内線

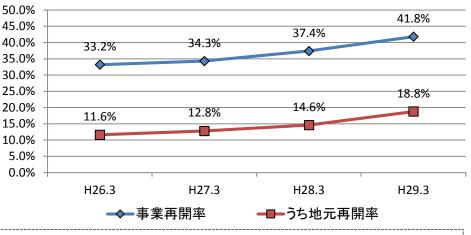
市町村や交通事業者等と連携しな がら広域交通の確保に取り組みます。



(7)復興の状況(避難指示区域の商業環境等)

〇 避難指示区域等における事業再開率は徐々に増加しているものの、地元再開率は約20%程度に止まっている。





公設商業施設の状況

田村市

〇平成26年4月6日、都路地区商業施設「Domo古道店」、「Domo岩井 沢店」(仮設)が開店。

南相馬市

- ______ ○平成27年9月28日、小高区商業施設(仮設)「東町エンガワ商店」が 開店。
- 〇平成28年4月21日、原町区大町商業施設(本設)「おおまちマルシェ」 が開店。
- 〇平成30年12月、(仮)小高区商業施設(本設)が開店予定。

広野町

〇平成28年3月5日、商業施設(本設)「ひろのてらす」が開店。

楢葉町

〇平成26年7月31日、商業店舗(仮設)「ここなら商店街」が開店。 〇平成30年春、公設商業施設(本設)「笑ふるタウンならは」が開店予定。

富岡町

〇平成28年11月25日、複合商業施設(本設)「さくらモールとみおか」が開店。

川内村

〇平成28年3月15日、ショッピングセンター「YO-TASHI(ようたし)」(本設)が開店。

双葉町

〇平成32年6月、「(仮称)産業交流センター公設商業施設」(本設)が開店予定。

浪江町

〇平成28年10月27日、商業共同店舗(仮設)「まち・なみ・まるしぇ」が開店。 〇平成32年度、「(仮称)浪江町交流・情報発信拠点」(本設)が開店予定。

飯舘村

〇平成29年8月12日、「いいたて村の道の駅までい館」(本設)が開店。

川俣町

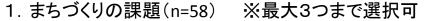
(県商業まちづくり課調べ)

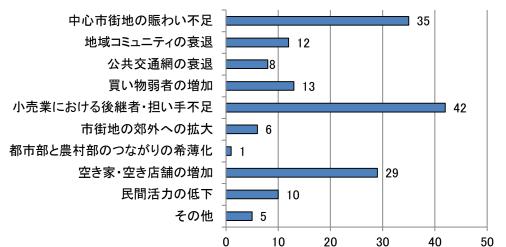
〇平成29年7月1日、山木屋地区商業施設(本設)「とんやの郷」が開店。

まち - 21

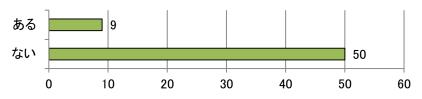
(8)市町村における商業まちづくりの状況①

○ 市町村が考えるまちづくりの課題としては、「小売業における後継者・担い手不足」が最多。





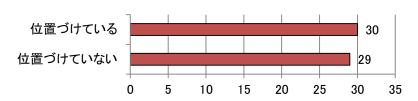
2. 大型店(店舗面積1,000㎡超程度)の立地に関する誘導又は 抑制の考え方を示す計画、方針等があるか(n=59)



【参考】誘導又は抑制の考え方を示す計画等

- ・商業まちづくり基本構想
- •立地適正化計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
- ・まちづくり指導要綱
- ・土地利用計画アクションプラン

3. 「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」と同様の考え方 を総合計画等の各種計画、方針等に位置づけているか (n=59)



【参考】位置づけている主な計画等

- 総合計画、振興計画等の最上位計画
- •中心市街地活性化基本計画
- ・都市計画マスタープラン
- 商業まちづくり基本構想

【参考】「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」に関する何らかの取組 を実施している市町村数

平成20年度:30市町村

平成27年度:53市町村

(未実施の6町村のうち、5町村は、一時原子力災害で全町村民が避

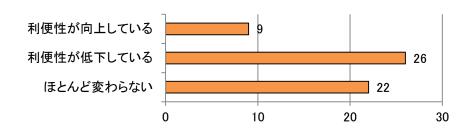
難。)

※県商業まちづくり課「持続可能な歩いて暮らせるまちづくりに関する 取組状況調査」の結果より

(8)市町村における商業まちづくりの状況②

〇 商業まちづくり基本構想は、7市町村が策定済み、11市町村が策定中又は策定予定、その他は策定予定なし。

4. 最近10年間における公共交通機関の状況(n=57)



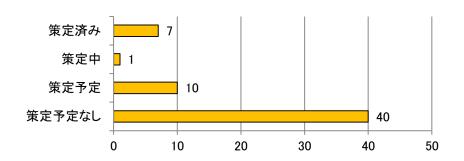
【参考】主な理由

(向上)コミュニティバス、デマンド型交通の導入など (低下)路線バスの路線廃止、本数減少、鉄道の本数減少など (変化なし)路線バス廃止に伴うコミュニティバス等の導入など

【参考】コミュニティバス、デマンド型交通等を導入している市町村数 (平成27年度の実施状況)

- ・まちなか循環バス、コミュニティバスを導入している市町村 →11市町村
- ・デマンド型乗合タクシーを導入している市町村 →12市町村
- ※県「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」に関する取組状況調査」 の結果より

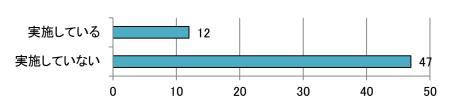
5. 商業まちづくり基本構想の策定状況(n=58)



【参考】「策定予定なし」としている主な理由

- ・中心市街地活性化基本計画等の他の計画で足りる
- ・商業施設等が少なく、商業中心のまちづくりが困難
- ・震災からの復旧・復興を優先
- ・策定できる段階にない など

6. 商店街現況調査やまちなかの通行量調査等の実施状況 (n=59)



【参考】主な調査内容

- •通行量調査
- ・空き店舗調査
- •消費購買動向調査
- 商業者アンケート
- •商店街•商店会調査

(平成28年11月 県商業まちづくり課調べ)

3 商業

(1)小売商業環境の変化(南東北3県)

〇 福島県は、震災及び原子力災害の影響により多くの小売事業者が休業・廃業に追い込まれたものの、年間商品販売 額の減少幅は比較的小さい。

■山形県

■山心尓						
	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)		
H16	15,041	1,712,002	78,081	1,234,474		
H19	13,710	1,703,001	74,401	1,222,199		
H16比	▲8.8%	▲0.5%	▲ 4.7%	▲ 1.0%		
H24	10,109	1,525,026	56,829	1,044,956		
(参考) H16比	▲32.8%	▲ 10.9%	▲ 27.2%	▲ 15.4%		
H26 (参考)	9,701	1,581,770	57,433	1,142,490		
(多考) H16比	▲35.5%	▲ 7.6%	▲26.4%	▲ 7.5%		

■全	玉
----	---

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	1,238,049	144,128,517	7,762,301	133,278,631
H19	1,137,859	149,664,906	7,579,363	134,705,448
H16比	▲8.1%	3.8%	▲2.4%	1.1%
H24	782,862	132,917,692	5,535,790	110,489,863
(参考) H16比	▲36.8%	▲ 7.8%	▲28.7%	▲ 17.1%
H26 (参考)	775,196	134,854,063	5,810,925	122,176,725
(多号) H16比	▲37.4%	▲ 6.4%	▲25.1%	▲8.3%

〇 尚未杭計調査(FIO、FIO、FIO)及び経済センサス治期調査(FI24)を基に下及。	0	商業統計調査(H16、	H19、H26)及び経済センサス活動調査(H24)を基に作成。
---	---	-------------	---------------------------------

[○] 表中の項目については以下のとおり。事業所:事業所数 面積:売場面積 従業者:従業者数 販売額:年間商品販売額

■H24及びH26を参考とする理由

■宮城県

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	23,493	2,862,035	150,500	2,490,518
H19	22,056	3,295,157	155,875	2,531,787
H16比	▲ 6.1%	15.1%	3.6%	1.7%
H24 (参考)	13,571	2,663,091	104,756	2,140,579
(多有) H16比	▲ 42.2%	▲ 7.0%	▲30.4%	▲ 14.1%
H26	14,011	2,709,008	105,358	2,362,681
(参考) H16比	▲ 40.4%	▲ 5.3%	▲30.0%	▲ 5.1%

■福島県

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	23,237	2,675,924	129,553	2,078,776
H19	21,255	2,747,602	125,606	2,028,124
H16比	▲8.5%	2.7%	▲3.0%	▲ 2.4%
H24	14,303	2,323,262	87,748	1,650,182
(参考) H16比	▲38.4%	▲ 13.2%	▲32.3%	▲20.6%
H26 (参考)	13,816	2,299,471	87,493	1,941,425
(多名) H16比	▲ 40.5%	▲ 14.1%	▲32.5%	▲ 6.6%

[○] 楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が対象外となっている。(=事業所数等ゼロ)

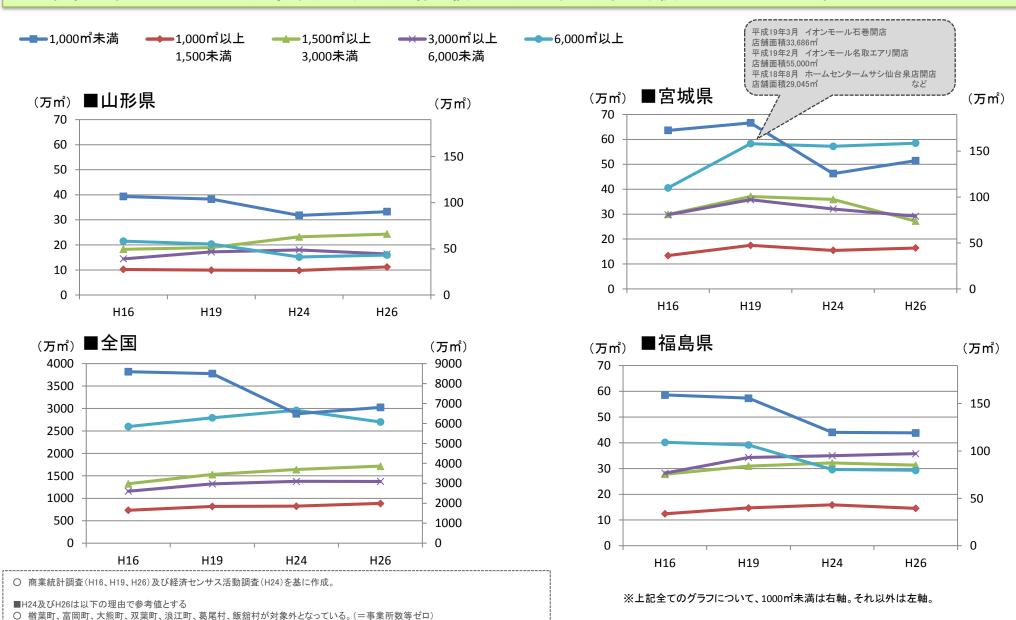
〇 日本産業分類の第12回改定(H20.4.1~適用)により、料理品小売業のうち、持ち帰り弁当店、ピザ宅配店等を大分類「サービス業」-中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」としたため、商業統計調査の対象外となっている。

(1) 小売商業環境の変化(売場面積規模別の合計売場面積)

○ 本県の6,000㎡以上の小売事業所の合計売場面積は平成24年に減少し、横ばいとなっている。

○ 日本産業分類の第12回改定(H20.4.1~適用)により、料理品小売業のうち、持ち帰り弁当店、ピザ宅配店等を大分類「サービス業」-

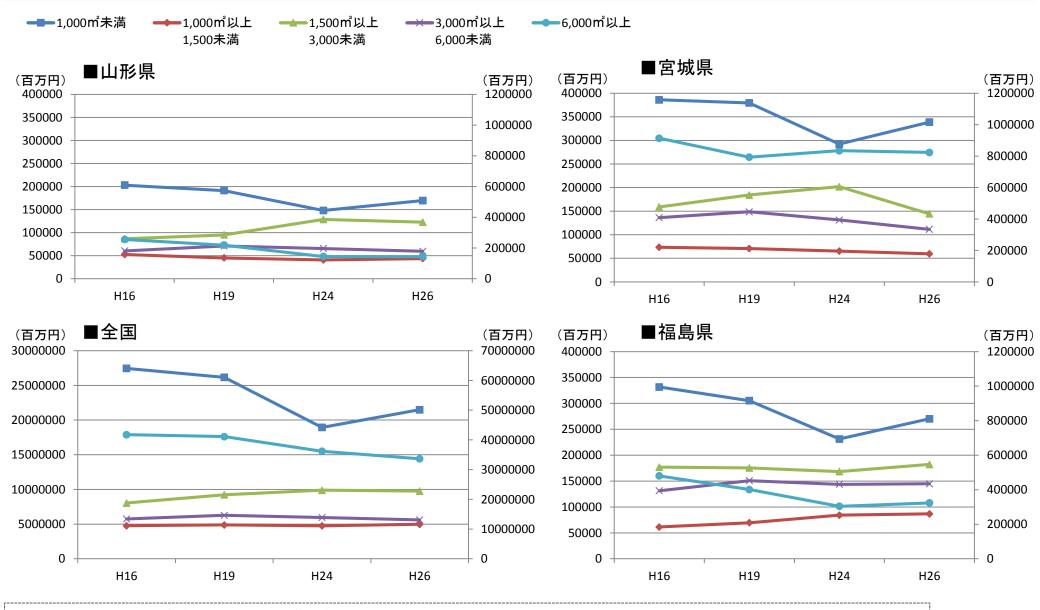
中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」としたため、商業統計調査の対象外となっている。



商業 - 2

(1) 小売商業環境の変化(売場面積規模別の年間商品販売額)

○ 全国的に、6,000㎡以上の小売事業所の年間商品販売額は、減少傾向。

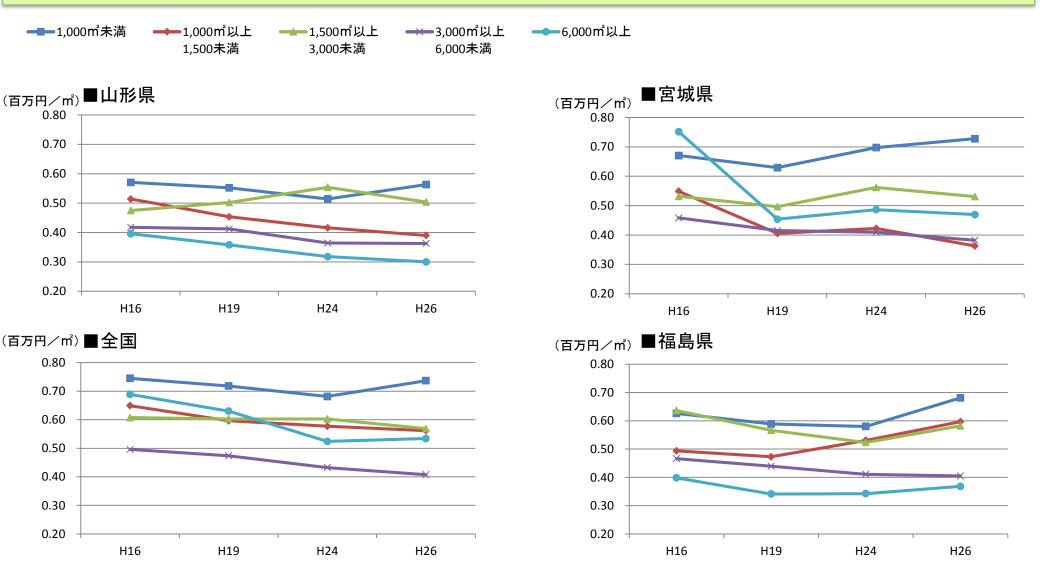


[○] 商業統計調査(H16、H19、H26)及び経済センサス活動調査(H24)を基に作成。

^{○ 1,000㎡}未満は右軸、それ以外は左軸。

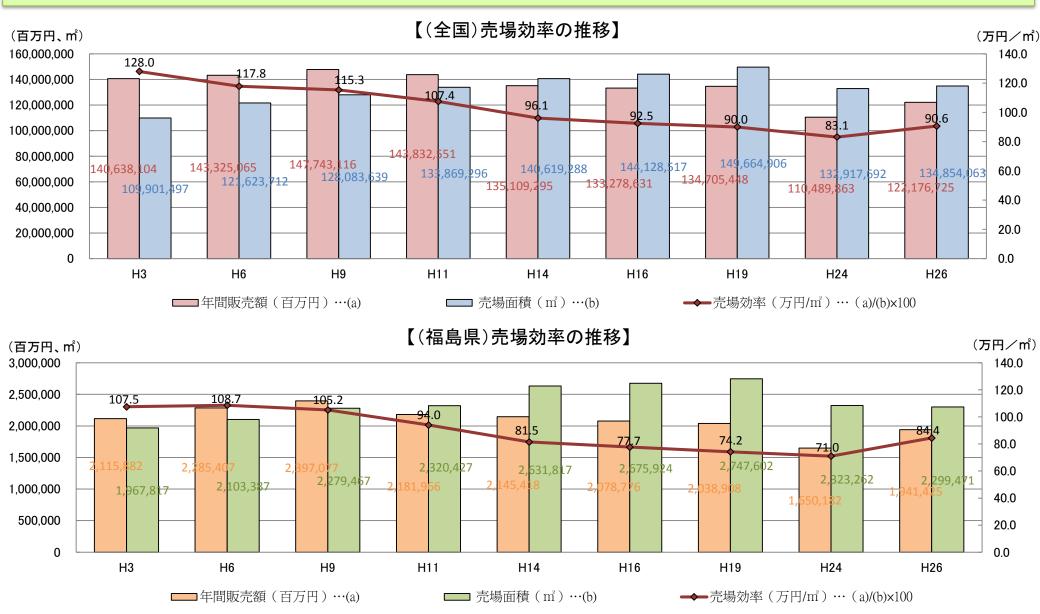
(1) 小売商業環境の変化(売場面積規模別の売場効率)

○ 全国的に、6,000㎡以上の小売事業所の売場効率は、減少傾向。本県は、横ばいとなっている。



(1) 小売商業環境の変化(売場効率)

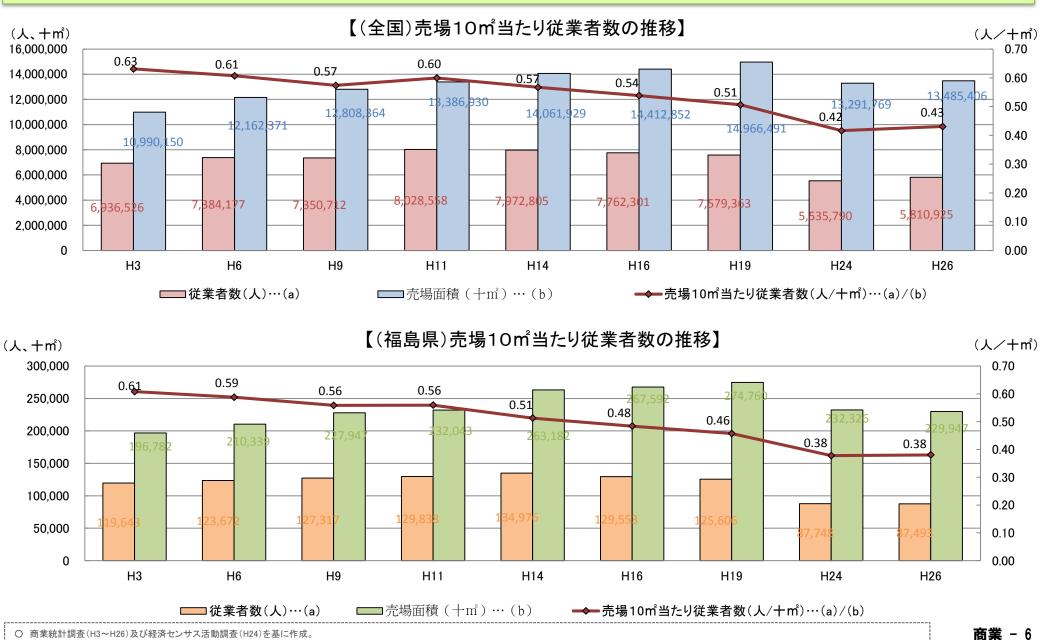
○ 売場効率は、平成24年まで減少傾向が続いていたが、平成26年に上昇している。



(1) 小売商業環境の変化(店舗面積当たりの従業者数)

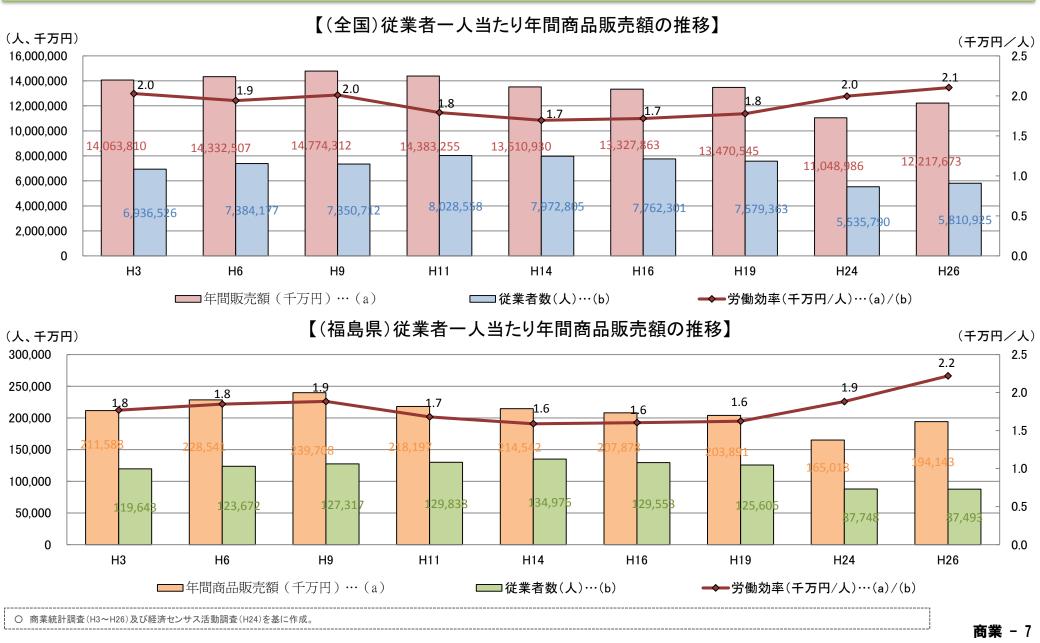
売場面積当たり従業者数は減少している。

○ 商業統計調査(H3~H26)及び経済センサス活動調査(H24)を基に作成。



(1)小売商業環境の変化(労働効率)

○ 本県の労働効率は平成24年以降上昇し、平成26年にはじめて全国の数値を上回っている。



(1)小売商業環境の変化(生活圏)

- 浜通りは、震災及び原子力災害の影響に伴う事業休止や廃業により小売業が極めて厳しい状況。
- 南会津地方は、年間商品販売額の減少が大きく、販売の低迷による今後の事業所数の減少が懸念される。

■福島県

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	23,237	2,675,924	129,553	2,078,776
H19	21,255	2,747,602	125,606	2,028,124
H16比	▲8.5%	2.7%	▲3.0%	▲2.4%
H24	14,303	2,323,262	87,748	1,650,182
(参考) H16比	▲38.4%	▲ 13.2%	▲32.3%	▲20.6%
H26 (参考)	13,816	2,299,471	87,493	1,941,425
(多有) H16比	▲40.5%	▲ 14.1%	▲32.5%	▲6.6%

□会津地方

	事業所	面積 (m ^²)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	3,798	355,689	17,688	261,155
H19	3,426	394,130	17,467	266,677
H16比	▲ 9.8%	10.8%	▲ 1.2%	2.1%
H24 (参考)	2,354	337,735	11,753	201,336
(多号) H16比	▲38.0%	▲5.0%	▲33.6%	▲22.9%
H26 (参考)	2,309	345,183	12,546	252,021
(多考) H16比	▲39.2%	▲3.0%	▲29.1%	▲3.5%
				7

□南会津地方

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	592	35,374	2,176	25,012
H19	519	39,152	2,002	25,577
H16比	▲ 12.3%	10.7%	▲8.0%	2.3%
H24	375	34,059	1,471	19,153
(参考) H16比	▲36.7%	▲3.7%	▲32.4%	▲23.4%
H26	357	30,935	1,514	19,808
(参考) H16比	▲39.7%	▲ 12.5%	▲30.4%	▲20.8%

口県北地方

		-10-075				
		事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)	
	H16	5,278	609,465	31,618	497,961	
	H19	4,879	628,624	30,670	488,742	
	H16比	▲ 7.6%	3.1%	▲3.0%	▲1.9%	
	H24 (参考)	3,601	564,846	23,392	421,751	
	(多有) H16比	▲31.8%	▲ 7.3%	▲26.0%	▲ 15.3%	
	H26 (参考)	3,545	572,504	23,670	501,008	
,	H16比	▲32.8%	▲6.1%	▲25.1%	0.6%	

口県中地方

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	5,819	780,951	35,432	581,264
H19	5,338	778,765	33,788	585,018
H16比	▲8.3%	▲0.3%	▲ 4.6%	0.6%
H24	3,852	684,674	25,393	485,492
(参考) H16比	▲33.8%	▲ 12.3%	▲28.3%	▲ 16.5%
H26	3,612	668,758	24,758	566,385
(参考) H16比	▲37.9%	▲ 14.4%	▲30.1%	▲2.6%

口県南地方

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	1,712	208,302	9,128	140,409
H19	1,598	210,378	8,805	138,566
H16比	▲ 6.7%	1.0%	▲3.5%	▲ 1.3%
H24	1,198	200,517	6,743	125,030
(参 考) H16比	▲30.0%	▲3.7%	▲26.1%	▲ 11.0%
H26	1,093	186,769	6,479	127,136
(少 有) H16比	▲36.2%	▲ 10.3%	▲29.0%	▲ 9.5%

《参考》

赤字は県全体と比べて増加率が低いもの 又は 減少率が高いもの

口相双地方

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)
H16	2,425	240,294	12,329	184,219
H19	2,168	255,460	11,654	170,580
H16比	▲10.6%	6.3%	▲5.5%	▲ 7.4%
H24	706	139,631	4,318	76,197
(参考) H16比	▲ 70.9%	▲ 41.9%	▲65.0%	▲58.6%
H26	764	139,855	4,404	104,200
(参考) H16比	▲68.5%	▲ 41.8%	▲ 64.3%	▲ 43.4%

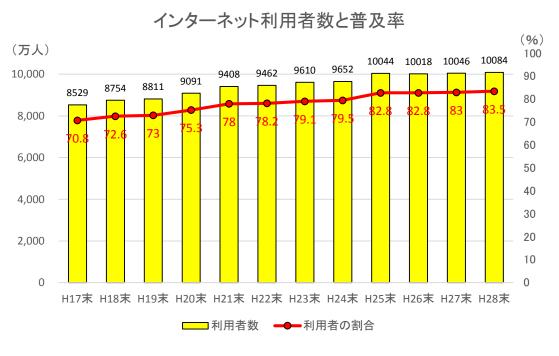
□いわき地方

	事業所	面積 (㎡)	従業者 (人)	販売額 (百万円)	
H16	3,613	420,879	21,182	369,453	
H19	3,327	441,093	21,220	352,964	
H16比	▲ 7.9%	4.8%	0.2%	▲ 4.5%	
H24	2,217	361,800	14,678	301,740	
(参考) H16比	▲38.6%	▲ 14.0%	▲30.7%	▲18.3%	
H26	2,136	354,452	14,122	353,193	
(参考) H16比	▲ 40.9%	▲15.8%	▲33.3%	▲ 4.4%	

- 商業統計調査(H16、H19、H26)及び経済センサス活動調査(H24)を基に作成。
- 表中の項目については以下のとおり。事業所:事業所数 面積:売場面積 従業者:従業者数 販売額:年間商品販売額
- ■H24及びH26を参考とする理由
- 楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が対象外となっている。 (=事業所数等ゼロ)
- 〇 日本産業分類の第12回改定(H20.4.1~適用)により、料理品小売業のうち、持ち帰り弁 当店、ピザ宅配店等を大分類「サービス業」-中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」とし たため、商業統計調査の対象外となっている。

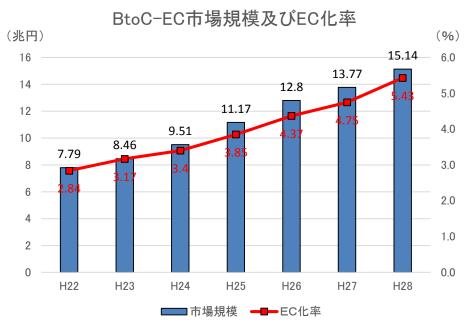
(1) 小売商業環境の変化(電子商取引の拡大)

- インターネット利用者数(6歳以上、推計値)は、平成25年末に1億人を突破。
- インターネット利用者の割合も、平成25年末に80%を突破。
- 国内の消費者向け電子商取引(BtoC-EC)市場規模は、平成28年に約15.1兆円まで拡大。
- 商取引全体に占める電子商取引の割合(EC化率)は、5.43%まで上昇。



(総務省「平成28年通信利用動向調査」より)

- 1 調査対象年齢は6歳以上。
- 2 インターネット利用者数(推計)は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等あらゆるものを含み(当該機器を保有しているかを問わない。)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む。
- 3 インターネット利用者数は、6歳以上の推計人口(国勢調査及び生命表等を用いて推計)に調査で得られた6歳以上のインターネット利用率を乗して算出。
- 4 無回答については除いて算出。



経済産業省「平成28年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」 (平成29年4月)を基に作成。

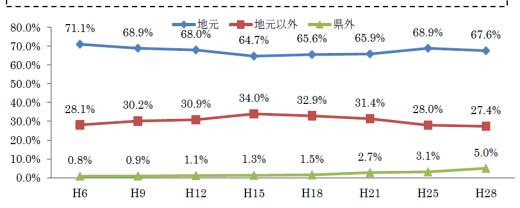
(2)消費購買の動向(消費購買動向調査結果概要)

○ 買い物店舗の選択理由として、「車で行きやすい」が最も多く、中心商業地での買い物割合は前回調査時より減少。

1. 地元購買率と県外購買率

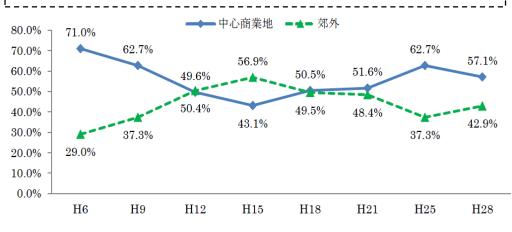
地元購買率では、県民の67.6%は居住地で買い物をしており、前回調査時 (H25調査68.9%)より1.3%減少。

県外購買率は5.0%で、前回調査時(H25調査3.1%)より1.9%増加。



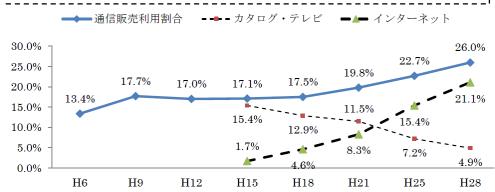
2. 消費購買の特性

中心商業地での買い物割合が郊外と比べ半数を超えているが、前回調査時より5.6%減少した。



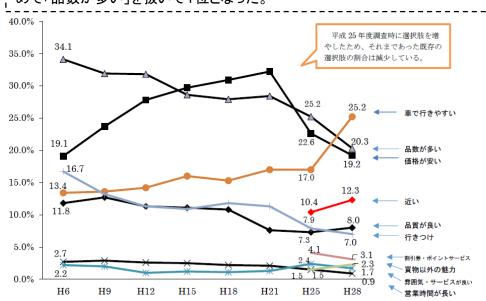
3. 通信販売の利用状況

通信販売の利用割合は、26.0%で、前回調査時より3.3%増加し、うちインターネットの利用割合は21.1%で5.7%増加。



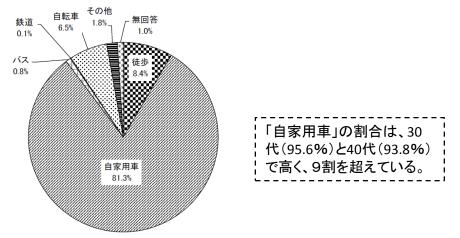
4. 購買行動の特性

買い物店舗選択理由として、「車で行きやすい」の割合が最も高く、今回初めて「品数が多い」を抜いて1位となった。

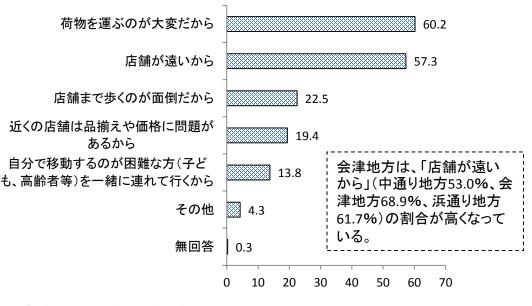


(2)消費購買の動向(県政世論調査結果)

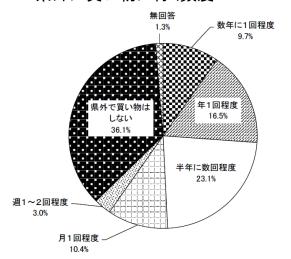
- 〇 食料品を買う際の主な移動手段は、8割以上が自家用車であり、理由は「荷物を運ぶのが大変だから」が最も多い。
- 若い世代(20代)は県外での買い物頻度が高く、高齢者(70歳以上)は県外で買い物しない方が多い。
- 1. 日常生活に必要な食料品を買う際の、店舗までの主な移動手段



2. 自家用車で食料品を買いに行く理由(複数回答可)

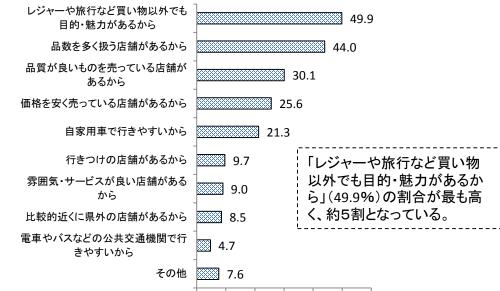


3. 県外に買い物に行く頻度



「半年に数回程度」と「月1回程 度」の割合は、20代(それぞれ 53.2%、25.5%)で高くなってい る。「県外で買い物はしない」 の割合は70歳以上(59.3%)で 高くなっている。

4. 県外に買い物に行く理由(複数回答可)



〇「平成29年度県政世論調査」を基に作成

10 20 30 40 50 60 商業 - 11

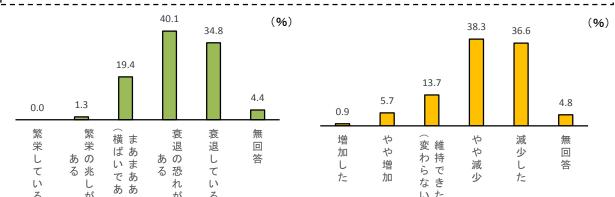
(3) 商店街の現状

○ 後継者問題や組合員の高齢化が問題となっているが、「策を講じていない」商店街が79.3%となっている。

1. 商店街の最近の状況、来街者の動向

「衰退の恐れがある」、「衰退している」と回答した商店街が74.9%

過去3年間の来街者数の動向は、「やや減少した」、「減少した」と回答した商店街が74.9%



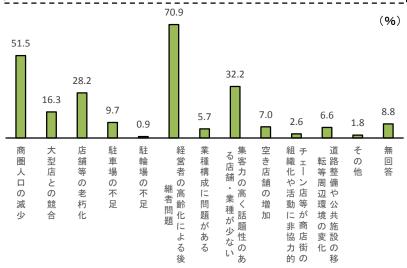
2. 来街者層、来街者が減少した要因

来街者層は、高齢者(84.1%)や主婦(65.6%)が多く、学生(20.3%)、家族連れ(25.6%)は少ない。



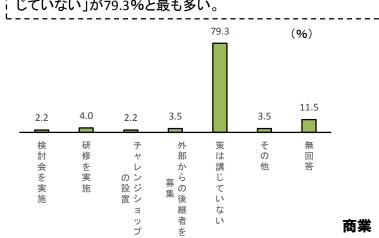
3. 商店街が抱える問題

商店街で問題となっていることは、「経営者の高齢化による後継者問題」が70.9%と最も多い。



4. 後継者・新たな担い手の問題への対策

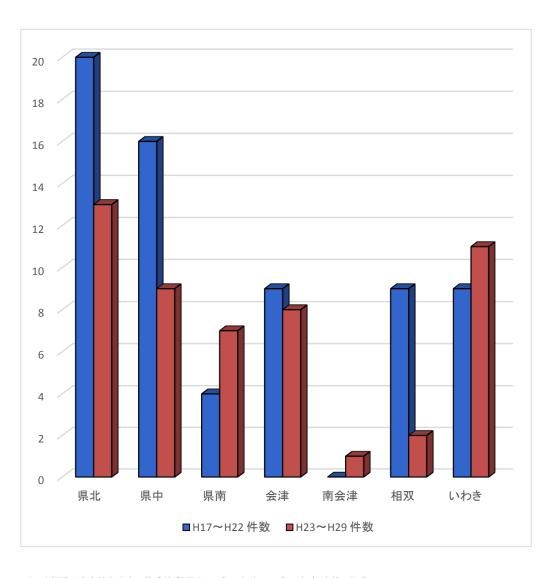
後継者・新たな担い手の問題への対策については、「策を講じていない」が79.3%と最も多い。



業 - 12

(4)大型店の出店状況(震災前後の比較)

○ 全体では震災後の届出件数が少ないが、県南地域と南会津地域、いわき地域、は震災前より多くなっている。

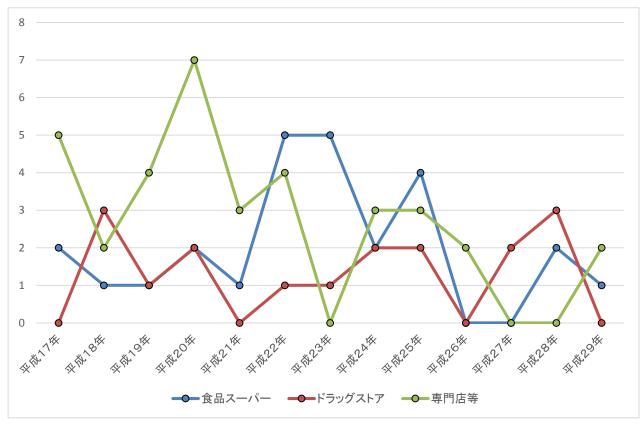


平成29年11月30日現在

	H17	7∼H22	H2	3∼H29		†
	件数	店舗面積	件数	店舗面積	件数	店舗面積
県北	20	62,725	13	34,251	33	96,976
県中	16	74,367	9	30,479	25	104,846
県南	4	10,024	7	13,842	11	23,866
会津	9	45,744	8	18,737	17	64,481
南会津	0	0	1	5,781	1	5,781
相双	9	64,928	2	4,541	11	69,469
いわき	9	27,999	11	64,241	20	92,240
計	67	285,787	51	171,872	118	457,659

(4) 大型店の出店状況(業態別の推移・震災前後の比較)

- 専門店の届出件数は、震災前と比較して減少。
- 食品スーパーの届出件数は、震災後も多かったが、平成26年度以降は減少。
- 医薬品に加え食料品や生活用品を扱うドラッグストアの届出件数が増加。



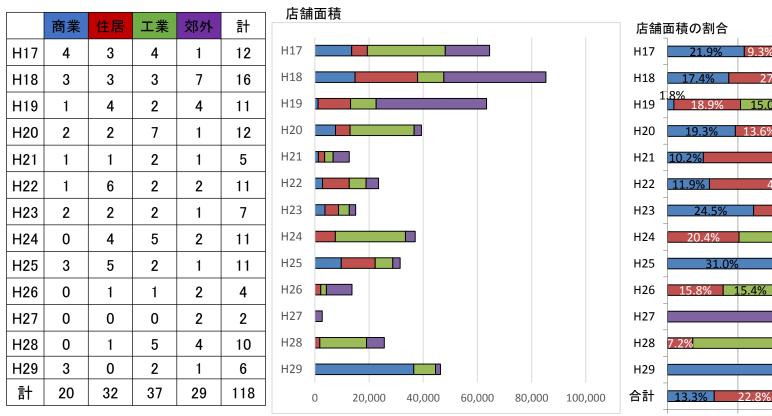
平成29年11月30日現在

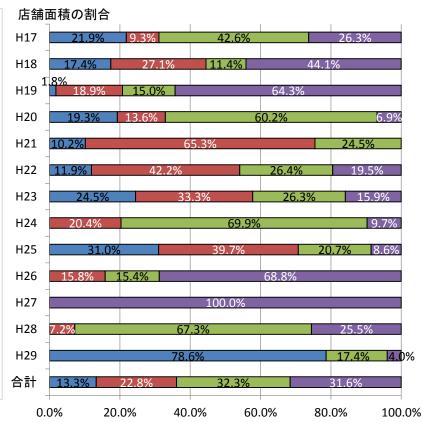
年度	百貨店	スーパー	食品 スー パー	ショッ ピング セン ター	ホーム セン ター	ドラッ グスト ア	専門店 等	寄合 百貨 店	その他	合計
17	0	1	2	1	1	0	5	0	2	12
18	0	1	1	4	2	3	2	0	3	16
19	0	1	1	2	1	1	4	1	0	11
20	0	0	2	1	0	2	7	0	0	12
21	0	0	1	1	0	0	3	0	0	5
22	0	0	5	1	0	1	4	0	0	11
23	0	1	5	0	0	1	0	0	0	7
24	0	0	2	1	3	2	3	0	0	11
25	0	0	4	1	1	2	3	0	0	11
26	0	0	0	1	1	0	2	0	0	4
27	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
28	0	0	2	2	3	3	0	0	0	10
29	0	0	1	3	0	0	2	0	0	6
計	0	4	26	18	12	17	35	1	5	118

[○] 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出(平成17年度~平成29年度)を基に作成。

(4)大型店の出店状況(立地環境ごと)

- 平成19年度から平成25年度頃にかけ、郊外への出店割合が減少。
- 平成26年度以降は、商業系・住居系用途地域への出店が減少したことにより、郊外への出店割合が増加。
 - ※ 市街地の中心部に多い商業系・住居系用途地域は、郊外に比べてまとまった敷地の確保が難しいことが、出店減少の一因として考えられる。





商業系 : 商業地域、近隣商業地域

住居系 : 低層住居専用地域(第一種、第二種)、中高層住居専用地域(第一種、第二種)、住居専用地域(第一種、第二種)、準住居地域

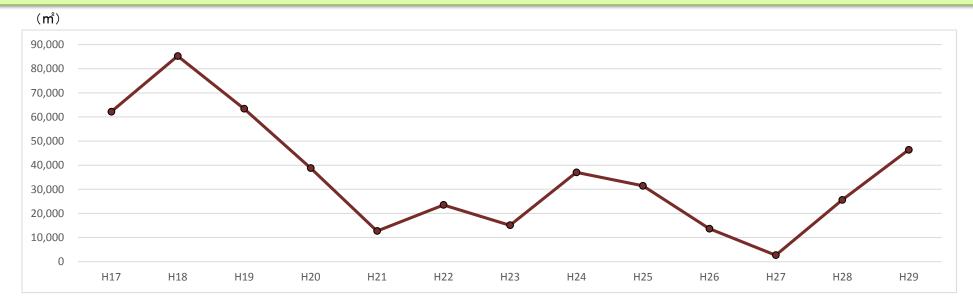
工業系 : 工業専用地域、工業地域、準工業地域

郊外等 : 市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出(平成17年度~平成29年度)を基に作成。
- 立地環境の4区分は、都市計画法に規定する地域地区(用途地域)や区域区分等を参考に分類。

(4)大型店の出店状況(店舗面積の推移)

- 条例施行前の新設届出が集中した平成18年度をピークに減少し、東日本大震災後はピーク時の半分以下の店舗面積で推移している。
- 〇 平成29年度は、条例による初めての新設届出となった(仮称)イオンモールいわき小名浜が立地法の新設届出を行ったことにより、上昇している。

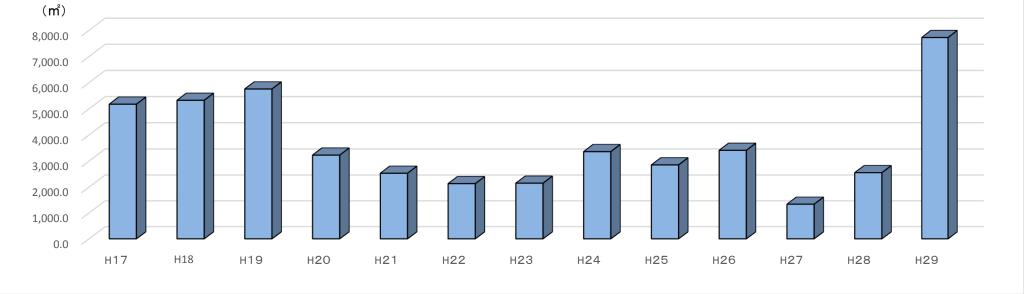


平成29年11月30日現在

														, ,
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
県北	23,588	11,591	4,557	16,201	1,292	5,496	5,751	5,740	16,206	0	0	4,651	1,903	96,976
県中	0	30,707	17,669	9,174	10,296	6,521	1,720	17,011	3,979	0	0	2,083	5,686	104,846
県南	1,252	0	5,969	0	0	2,803	0	2,900	0	3,620	2,680	4,642	0	23,866
会津	27,664	3,445	5,943	7,592	1,100	0	4,386	8,089	0	0	0	4,632	1,630	64,481
南会津	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,781	0	0	0	5,781
相双	1,515	24,680	29,237	5,829	0	3,667	0	0	2,697	0	0	0	1,844	69,469
いわき	8,142	14,844	0	0	0	5,013	3,225	3,290	8,564	4,265	0	9,590	35,307	92,240
Ħ	62,161	85,267	63,375	38,796	12,688	23,500	15,082	37,030	31,446	13,666	2,680	25,598	46,370	457,659

(4) 大型店の出店状況(1店舗当たり店舗面積の推移)

- 〇 条例前に届出のあった6,000㎡以上の店舗の新設届の手続が終了した平成20年度以降の1店舗当たりの店舗 面積は、条例施行前の半分程度になっている。
- 〇 平成29年度は、条例による初めての新設届出となった(仮称)イオンモールいわき小名浜が立地法の新設届出を行ったことにより、上昇している。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	12	16	11	12	5	11	7	11	11	4	2	10	6
上記のうち 6,000㎡以上	3	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
店舗面積	62,161	85,267	63,375	38,796	12,688	23,500	15,082	37,030	31,446	13,666	2,680	25,598	46,370
1店舗あたりの 店舗面積	5,180.1	5,329.2	5,761.4	3,233.0	2,537.6	2,136.4	2,154.6	3,366.4	2,858.7	3,416.5	1,340.0	2,559.8	7,728.3

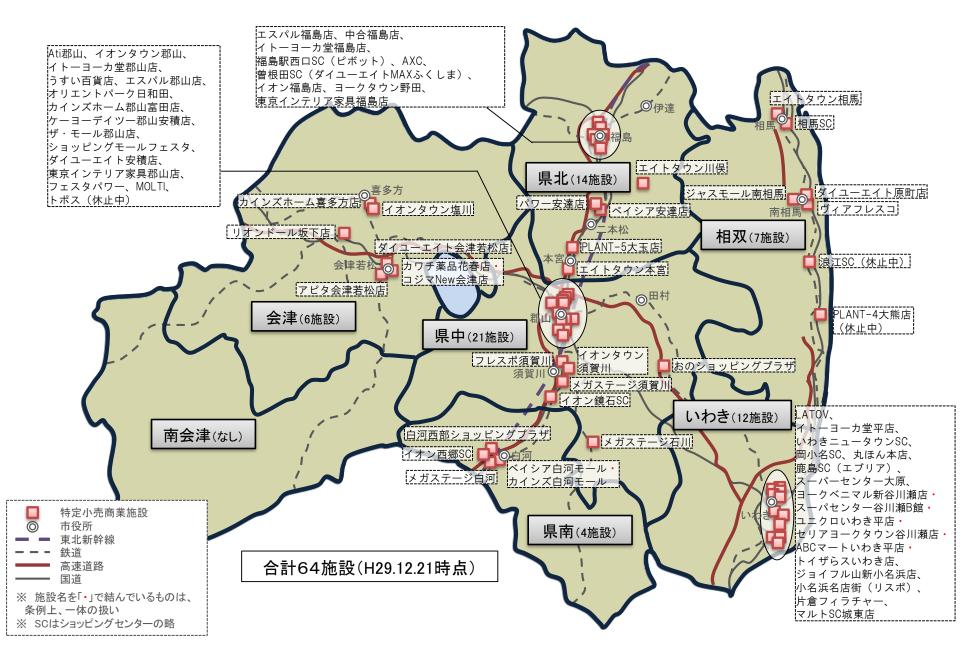
(4)大型店の出店状況(近隣他県)

- 福島県への店舗面積1,000㎡を超える大規模小売店舗の新設届出は、近隣県よりやや少ない。
- 近隣県には、店舗面積6,000m以上の大規模小売店舗(特定小売商業施設)の新設届出がある。

			平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)			平成27年度(2015年度)			
			店舗面積 1,000㎡超	うち 6,000㎡以上	店舗名称(業態、所在地及び店舗面積)	店舗面積 1,000㎡超	うち 6,000㎡以上	店舗名称(業態、所在地及び店舗面積)	店舗面積 1,000㎡超	うち 6,000㎡以上	店舗名称(業態、所在地及び店舗面積)
福	島	県	11	0		4	C		2	2 0	
宮	城	県	10	2		11	3		16	3	・コストコホールセール富谷倉庫店 (S 富谷市 9,983㎡)
	う 山 台	ち市	(5)	(2)	・IKEA仙台(専 20,000㎡) ・仙台市松森複合施設(SC 7,413㎡)	(6)		・仙台パルコ2(寄 9,891㎡) ・スーパービバホーム仙台中山(HC 13,008㎡) ・フレスポ6丁の目南町(SC 6,000㎡)	(8)	(2)	・クロスモール仙台荒井A(HC 6,546㎡) ・クロスモール仙台荒井B(SC 6,220㎡)
Щ	形	県	9	1	・イオンモール天童(S 天童市 31,171㎡)	10	3	・コメリ新庄宮内店(HC 新庄市 6,631㎡) ・コメリ余目店(HC 庄内町 6,004㎡) ・コストコホールセール上山倉庫店(S 上山市 10,541㎡)		3 (
茨	城	県	24	6	・MGMパワーセンター境店(SC 境町 8,142㎡) ・カスミ葛城店(SC つくば市 7,996㎡) ・山新土浦店(HC 土浦市 6,718㎡) ・コストコホールセールひたちなか倉庫店 (S ひたちなか市 10,121㎡) ・小美玉SC(HC 小美玉市 7,634㎡) ・ひたちなか新光町複合施設(SC ひたちなか市 8,143㎡)	19	2	 ・桜の郷SC(SC 茨城町 8,191㎡) ・ダイユーエイト土浦おおつ野店(HC 土浦市 6,008㎡) 	15	5 2	・ライフガーデン神栖(SC 神栖市 15,450㎡) ・コメリホームセンター鉾田店(HC 鉾田市 6,539㎡)
栃	木	県	15	1	・大曽シティーカルナ(SC 宇都宮市 6,211㎡)	16	C		10) (
新	澙	県	14	1	・コメリパワー上越高田店(HC 上越市 8,679㎡)	13	C		18	3 1	・花園ショッピングセンター(SC 長岡市 6,360㎡)
	う 新潟	ち市	(4)	(0)		(8)	(0)		(4)	(0)	

		平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)※平成30年2月28日時点			
			店舗面積 1,000㎡超	うち 6,000㎡以上	店舗名称(業態、所在地及び店舗面積)	店舗面積 1,000㎡超	うち 6,000㎡以上	店舗名称(業態、所在地及び店舗面積)
祁	島	県	10	0		7	1	・(仮称)イオンモールいわき小名浜(SC いわき市 32,933㎡)
E	「城	県	11	2	・コメリパワー佐沼店ケーズデンキ佐沼店 (HC 登米市 12,021㎡) ・ヨークタウン登米中田(SC 登米市 8,068㎡)	11	2	・(仮称)コメリホームセンター亘理店(HC 亘理町 6,948㎡)
	う 仙 台	市	(0)	(0)		(6)	(1)	・(仮称)イオン仙台卸町店(SC 仙台市 19,058㎡)
Ц	1 形	県	2	0		3	0	
3	城	県	8	1	-山新東海店(HC 東海村 6,023㎡)	6	1	・(仮称)フォレストモール石岡(SC 石岡市 6,801㎡)
椛	末	県	5	1	·カインズ小山店(HC 小山市 7,900㎡)	17	4	- コメリパワー鹿沼店(HC 鹿沼市 9,207㎡) ・(仮称) コメリパワー那須塩原店(HC 那須塩原市 9,331㎡) ・(仮称) フォルテ美しが丘(S 小山市 6,908㎡) ・(仮称) ヨークタウン那須塩原上厚崎店(SC 那須塩原市 6,269㎡)
兼	消	県	5	0		12	1	·原信小出東店(S 魚沼市 7,378㎡)
	う 新 潟	ち市	(0)	(0)		(2)	(0)	

(5)特定小売商業施設の状況(立地状況)



(5)特定小売商業施設の状況(開店・閉店状況)

【条例施行後(H18.10)~】

※経過措置

H19. 7 パワー安達店 開店 (二本松市)

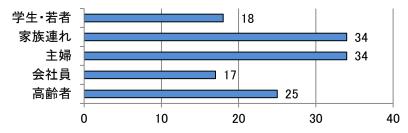
【大店立地法施行(H12.6)~条例施行前(H18.9)】

H15. 6 ベイシア安達店 開店 (二本松市) H15. 11 エイトタウン本宮 開店 (本宮市)

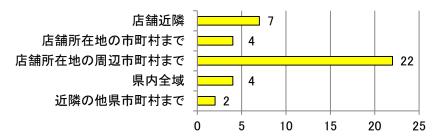
県 北	H16. 11 ョークタウン野田 開店(福島市) H17. 6 エイトタウン川俣 開店(川俣町) H18. 2 SUPER CENTER PLANT-5大玉店 開店(大玉村)	H20. 4 AXC 開店(福島市) ※旧長崎屋福島店 ► H22.11 ダイユーエイトMAXふくしま 開店(福島市)					
	H14.11 コルニエツタヤ福島店 閉店(福島市) H17.3 さくらの百貨店福島店 閉店(福島市)	H29.8 中合福島2番館閉館(福島市)					
県 中	H12. 7 ダイユーエイト安積店 開店(郡山市) H12.11 ザ・モール郡山 開店(郡山市) H13. 4 MOLTI 開店(郡山市) H16. 3 ケーヨーデイツー郡山安積店 開店(郡山市) H17. 9 イオン鏡石SC 開店(鏡石町) H17.10 イオンタウン須賀川 開店(須賀川市) H17.11 メガステージ石川 開店(石川町)	H19.12 メガステージ須賀川 開店(須賀川市) ※経過措置 H25.9 フレスポ須賀川 開店(須賀川市) ▲ -					
		H20. 2 丸井郡山店 閉店(郡山市) H23. 4 赤トリヰグリーンモール 閉店(須賀川市)					
県 南	H13. 1 ベイシア白河モール・カインズ白河モール 開店(白河市) H14. 5 イトーヨーカドー白河店 閉店(白河市)						
会 津	H18. 1 カワチ薬品花春店・コジマNew会津店 開店(会津若松市) H18. 3 アピタ会津若松店 開店(会津若松市)						
女 /千	H14. 2 長崎屋会津若松店 閉店(会津若松市)	H21. 6 会津サティ 閉店(会津若松市) H22. 2 中合会津店 閉店(会津若松市)					
相双	H12. 6 浪江SC 開店(浪江町) H16. 8 ダイユーエイト原町店 開店(南相馬市) H16.11 ヴィアフレスコ 開店(南相馬市)	H19. 7 エイトタウン相馬 開店(相馬市)※経過措置 H20. 3 SUPER CENTER PLANT-4大熊店 開店(大熊町) ※経過措置 H21. 7 ジャスモール南相馬 開店(南相馬市) ※経過措置					
	H14. 5 原町サティ 閉店 (南相馬市)	浪江SC 営業休止中(浪江町) ※震災 SUPER CENTER PLANT-4大熊店 営業休止中(大熊町) ※震災					
		H19.10 LATOV 開店(いわき市) ※条例9条第6項の規定により出店					
	H13. 5 大黒屋 閉店(いわき市) H17.11 ダイエーいわき店 閉店(いわき市)	H30.6 (仮称) イオンモールいわき小名浜(いわき市) (予定) ※条例初の新設届出					
(県商業まち	(県商業まちづくり課調べ) 商業 - 20						

(5)特定小売商業施設の状況(アンケート結果①)

1. 顧客のターゲット層(n=39) ※複数選択可

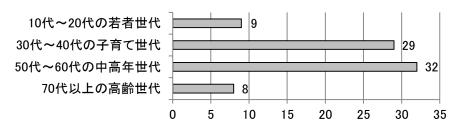


2. 誘客の対象地域(n=39)



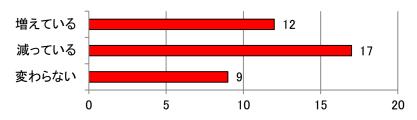
- 店舗の立地市町村を越える範囲を誘客対象とする施設が7割を超える。
- ○「ホームセンター」については、「店舗近隣」又は「店舗所在地の市町村まで」を誘客対象とする施設が多い。(4施設/6施設)
- ※ 業態区分は、東洋経済新報社の「全国大型小売店総覧」の業態区分を参考に、「百貨店」、「スーパー」、「ショッピングセンター」、「ホームセンター」、「専門店」、「寄合百貨店」、「その他」に分類。

3. 主な顧客(来店者)の年齢層(n=39)



〇 業態や立地場所にかかわらず、「30代~40代の子育て世代」、 「50代~60代の中高年世代」が多い。

4. 震災以降の顧客数(来店者数)の変化(n=38)



【参考】主な理由

(増えている理由)

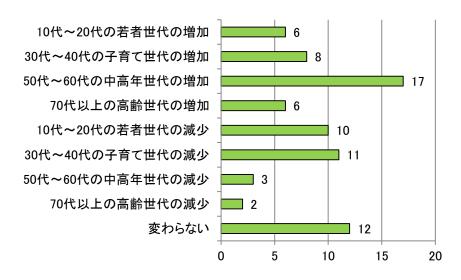
- ・近隣に復興住宅が建設されるなど震災の影響による人口増
- ・ 近隣他店の撤退
- ・新たな取組など経営努力

(減っている理由)

- -人口減少
- ・原子力災害による避難者の移動
- テナントの撤退

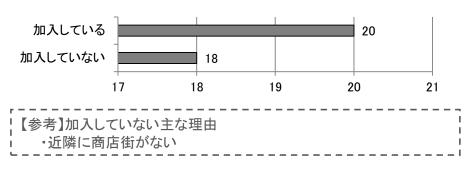
(5)特定小売商業施設の状況(アンケート結果②)

5. 震災以降の顧客(来店者)の年齢層の変化 ※複数回答可 (n=39)

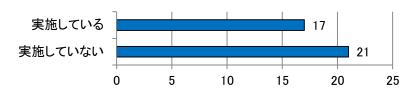


〇 顧客(来店者)の年齢層の変化としては、「50代~60代の中 高年世代の増加」が最も多く、次いで「30代~40代の子育て世 代の減少」が多い。

6. 地元商店街組織への加入状況(n=38)



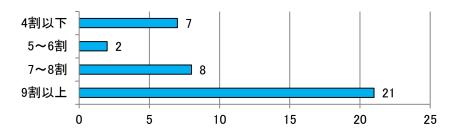
7. 地元商店街と連携・協力した取組等の状況(n=38)



【参考】主な取組事例 ・商店街等が主催するイベント等への協賛、参加

(5)特定小売商業施設の状況(アンケート結果③)

8. 自家用車による来店者の割合(n=38)



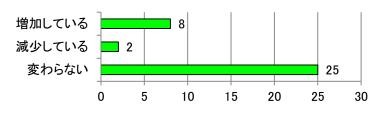
○ 9割以上とした施設が半数を超える。

【参考】立地分類別の傾向

6/9施設が「4割以下」 (駅前・駅周辺型) 20/26施設が「9割以上」 (郊外型)

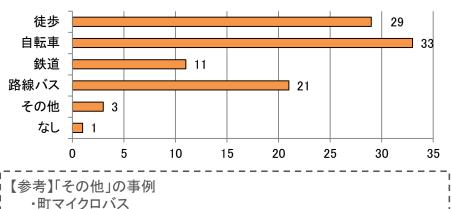
※「駅前・駅周辺型」とは、駅又は駅周辺に立地する施設を指し 「郊外型」とは、駅から離れ、幹線道路沿いに立地又は商店街や 幹線道路沿いではない住宅街に立地する施設を指す。(東洋経 済新報社「全国大型小売店総覧」による分類)

9. 自家用車による来店者割合の最近の傾向(n=35)



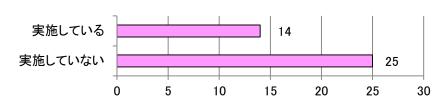
○ 自家用車による来店者が「増加している」と答えた施設数が「減 少している」と答えた施設数を上回る。

10. 自家用車以外で想定している顧客の来店方法 (n=39)



- ・介護施設の送迎バス

11. 買い物弱者に配慮した取組等の実施状況(n=39)



【参考】主な取組事例

- 宅配サービス
- ・ウェブ販売 など

(5)特定小売商業施設の状況(地域貢献活動の状況)

- 福島県は、大型店の地域貢献活動を促進するため、ガイドラインで活動事例を示しつつ、商業まちづくり推進条例に 基づき営業年度の計画と実績に関する報告を義務化。
- 平成28年にガイドライン及び条例に基づく報告様式・報告方法を見直した結果、報告率が上昇したほか、写真を用いるなどして(地域住民や他店にとって)分かりやすい報告が増加。

地域貢献活動の14項目 (地域貢献活動ガイドライン)

- 1 交通安全の確保
- 2 公共交通機関の利用促進
- 3 地域づくりへの参加・協力
- 4 地域産業の活性化
- 5 地産地消の推進
- 6 地域雇用の確保
- 7 子育て支援
- 8 ユニバーサルデザインへの配慮
- 9 「買い物困難地域」や「買い物弱者」に対する 買い物支援
- 10 災害等発生時及び地域防災への協力
- 11 防犯・青少年非行防止対策の推進
- 12 環境への配慮
- 13 景観・街並みへの配慮
- 14 教育訓練等への協力
- 15 東日本大震災及び原子力災害からの復興

条例に基づく報告状況

平成28年4月1日時点

60.7% (37施設/61施設)



平成29年4月1日時点

100.0% (61施設/61施設)

取組事例 (条例に基づく報告より)





SUPER CENTER PLANT-5大玉店(大玉村)では、オープン時(H18.2)から店内に「おおたまふれあい館」を設け、村が情報発信に役立てている。

同店では、このほか、地元農産物の直売 コーナーや高齢者サロン(休憩所)、キッズ ルームなども設けている。



分かりやすい報告が増加

(平成28年11月14日付け地域貢献活動実施状況報告書(株式会社PLANT)より)

(6)全国の大型店立地調整制度

- 福島県は、全国に先駆けて大型店の立地調整制度(商業まちづくり推進条例)を制定・施行。
- 条例やガイドラインによる大型店立地調整制度は、徐々に全国の自治体に拡大。

1 条例による手続きが必要な自治体(9自治体)

自治体名	施行時期	対象施設	基準面積	
北海道	H24.10	小売商業施設	店舗面積6,000㎡	
岩手県	H20.10	集客施設	床面積6,000㎡	
宮城県	H22.1	集客施設	店舗面積6,000㎡ 又は 床面積10,000㎡	
福島県	H18.10	小売商業施設	店舗面積6,000㎡ 又は 床面積10,000㎡	
新潟県	H20.10	集客施設	床面積10,000㎡ かつ 店舗面積3,000㎡	
兵庫県	H20.3改正~	集客施設	床面積6,000㎡	
鳥取県	H28.1改正~	小売·飲食店	床面積1,500㎡	
静岡市	H25.10	小売商業施設	店舗面積1,000㎡	
浜松市	H19.11	集客施設	床面積5,000㎡	

(平成29年5月 県商業まちづくり課調べ)

- 47都道府県、20政令指定都市について、平成29年5月1日時点の状況を調査。
- ○「集客施設」は、飲食、映画館、劇場など、小売以外の用に供する床面積まで含む。 (自治体ごとに定義)

2 ガイドラインや方針により考え方を示す自治体(10自治体)

自治体名	施行時期	対象施設	基準面積	
福井県	H19.3	集客施設	床面積10,000㎡	
山梨県	H22.1	集客施設	床面積6,000㎡	
愛知県	H20.4	小売商業施設	店舗面積3,000㎡	
京都府	H19.5	小売商業施設	床面積10,000㎡ ※大部分が小売店舗のもの	
山口県	H18.12	小売商業施設	店舗面積1,000㎡	
香川県	H19.7	集客施設	床面積10,000㎡	
福岡県	H20.12	集客施設	床面積10,000㎡	
大分県	H21.5	集客施設	床面積10,000㎡	
宮崎県	H20.3	集客施設	床面積10,000㎡	
京都市	H12.6	小売商業施設	店舗面積1,000㎡ ※エリアごとに上限を設定	